

# 法的措置の歴史

## 1 はじめに

1847年、パリのシャンゼリゼ通りのカフェ・コンセール「アンバサドル」で作曲家・作詞家ブルジェとパリゾの二人（文献によってはアンリヨンが加わる）が創作した作品が、本人に断りなく演奏されていた。彼らは演奏禁止と損害賠償の支払いを求めて裁判所に訴え、裁判所がこれを認めた。この訴訟を機にフランスの音楽著作権管理団体SACEMが設立された。

ヨーロッパ5か国の音楽著作権管理団体等から委任を受けたドイツ人、ウィルヘルム・ブラーゲは、日本国内で、彼らが著作権を持つ作品の管理を始める。1931（昭和6）年頃のことである。著作権制度が根付いていない異国の地で、ブラーゲが採り得る現実的な施策は法的措置しかなかった。

このような状況下、JASRACは1939（昭和14）年に設立される。

1959（昭和34）年に来日したSACEM会長の作曲家ジョルジュ・オーリックらは「音楽著作権は音楽家の正当な権利。必要な場合は、あくまで主張し、追及し続けなければならない、訴訟も辞さない勇気が大切」と助言した。その半年後、「中部観光事件」の係争が始まり、同事件の判決がJASRACの演奏権管理の礎となった。

## 2 法的措置の概要と特徴

### (1) 第1段階（生演奏の管理と利用主体論）

JASRAC設立前、1916（大正5）年の「千葉公会堂浄瑠璃事件」千葉地裁判決では侵害の主体は「出演芸人」となっている。この判決が足かせとなり、その後の事件に大きく影響を与えたが、戦後間もない1954（昭和29）年には「池袋東映劇場事件」（佐々木興業事件）において東京地裁が、興行主と出演者が共同責任者（共同侵害者）であるとして、演奏禁止の仮処分を認めた。1960（昭和35）年の「中部観光事件」名古屋高裁判決では、経営者が侵害の主体と認定された。演奏を管理・支配し、音楽の利用によって多大な営業効果と収益を得ていることが理由とされた。

1969（昭和44）年の「東海観光事件」最高裁決定においても社交場の経営者に著作物利用の責任があると認められた。音楽を管理・支配して利益を得ている事業者を音楽の利用主体として認めた判決は、JASRACの演奏権管理の実務を、法的に支えることになった。

### (2) 第2段階（カラオケ管理とカラオケ事業者の責任）

その後登場したカラオケについては、1984（昭和59）年の「クラブキャッツアイ事件」福岡高裁判決で、オーディオカラオケによる歌唱に演奏権が及ぶとされ、1986（昭和61）年の「くらぶ明日香事件」広島地裁福山支部判決では初めて、ビデオカラオケによる歌唱に演奏権と上映権が及ぶと判示された。

1988（昭和63）年の「クラブキャッツアイ事件」最高裁判決は高裁判決を支持し、同年の「メンバーズバーざくろ事件」和解成立では、カラオケを設置した事業者も、店側（経営者）と共同責任を負うことに合意した。ここで初めて音楽の利用主体にカラオケ事業者が登場することとなった。

1994（平成6）年の「魅留来事件」大阪地裁判決では、カラオケ事業者の共同不法行為責任を認め、1997（平成9）年の控訴審で確定する。

新たな利用形態であるカラオケボックス、カラオケルームなどのカラオケ歌謡室については、客室での歌唱が「公の演奏」に当たるか否かが争点となった。保谷市のカラオケ歌唱室に対して仮処分を申し立てた事件では、1996（平成8）年、無許諾利用が著作権侵害に当たると判示され、「ビッグエコー上尾店事件」でも著作権侵害に当たるとの判断が、2000（平成12）年、最高裁上告棄却により確定した。

2001（平成13）年には「ビデオメイツ事件」で最高裁が、カラオケ事業者の共同不法行為責任を認めた。2003（平成15）年の「ヒットワン事件」大阪地裁判決ではリース事業者に対する差止請求が認められた。

### (3) 第3段階（デジタル・ネットワーク時代の著作権管理）

デジタル・ネットワーク化が進展し、インターネットを利用した新たな利用形態が出現する。パソコンを利用して音源をデジタルデータ化（複製）した上で、サーバーにアップロード（自動公衆送信、送信可能化）し、他の者にダウンロードさせるという形態が瞬く間に一般化した。

インターネット上での著作物利用が具体化される前から、世界知的所有権機関（WIPO）ではこのような著作物利用と侵害防止の議論を進め、新たに公衆送信権（送信可能化）、著作隣接権者のための送信可能化権を条約に盛り込み、日本は1997（平成9）年の法改正で世界に先駆けて制度化した。やがてインターネット上での違法利用が急増する中、「MP3違法サイト告訴事件」「ファイルログ（日本MMO）事件」「オンラインストレージサービス事件」「インターネットオークションによる海賊版CD告訴事件」「携帯電話の着信メロディ用のデータのアップロード事件」などが起こった。「ファイルログ（日本MMO）事件」では、JASRACが過去の裁判で勝ち得てきた管理・支配と利益の帰属を要件とする法理が援用され、広告収入を得ていれば利益要件が満たされると判示している。

「MYUTA（ミュータ）事件」は、JASRACが被告となる債務不存在確認訴訟であり、原告は自らの行為が著作権侵害に当たらないと主張したが、2007（平成19）年の東京地裁判決では複製権と公衆送信権が及ぶとして、音楽専用ストレージサービス提供者の責任を認めた。

2010（平成22）年の「TVブレイク動画投稿（共有）サイト事件」知財高裁判決では、動画投稿（共有）サイトでの音楽の利用主体はユーザーでなく、サイト運営事業者であるとしてJASRACの主張を認めた。

音楽の利用主体を、音楽の管理・支配と利益の帰属の要件で捉える方法は、元々、民法の不法行為や共同不法行為を適用する事件に用いられている法理だが、今般では多くの研究者に注目され、議論が交わされている。

## 3 法的措置の背景と目的

フランスSACEMの設立から、JASRACは88年遅れて設立された。この隔たりは、著作権遵守に対する日本国民の意識の低さを露呈している。

元来の国情を鑑みて、旧法時代から録音物の再生演奏を無償とした例外措置は、ベルヌ条約違反であるとの誹りを海外から受け、ようやく法改正（附則14条廃止）へと辿り着いたが、この例外措置が原則であるかのように定着した社会通念や、その状況から敷衍した誤解・風評を覆さなければならない苦難を、著作権者や管理事業者はさまざまな局面で負っている。

「すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的、及び物質的利益を保護される権利を有する」（世界人権宣言・27条2項）

この人間尊重の崇高な理念は、何らの法的拘束力を持たないにもかかわらず、未だかつてこれを否定する国家はないという。しかしながら個々の社会、日常という現実の下、さまざまな要請、欲求、価値の相違、あるいは不識等から生起する著作権侵害を避ける術は十分になく、創作活動を生業とする著作者一人ひとりの

多くは、管理事業者に依存することなく現実的な抑止策、解決策を持ち得ない。

JASRACが著作者に代わって、権利主張の正当性を司法判断に委ねる意図の根本には、内外の著作権者の負託に応えるべく著作権管理の実効性を高めることによって、将来にわたって人々の暮らしに寄り添う音楽作品、音楽愛好家の期待する作品が絶え間なく生まれ続ける社会の維持・発展を求めることにある。

音楽利用者への許諾手続きの案内、手続き方法の一層の利便性の確保、受け取った使用料の適正な分配に努める一方、著作権に係る啓発活動、さらには公益的な文化事業に取り組むこともJASRACに課せられた使命である。この中で法的措置はJASRACの管理事業の一部に過ぎず、目的ではないが、その遂行は常に、著作者一人ひとりが創作活動に専念できるための、またそこで生み出された作品が、さまざまな分野で音楽を必要とする人々に適法に行き渡るための不可欠な施策の一つであり、それは80年前のJASRAC設立以来、ひいては170年前のパリのカフェでの出来事以来、一貫して今日も変わらない。

判決・決定日等 裁判所等	事件名（略称）等 事件番号
事件/判決内容等	

### ●千葉公会堂浄瑠璃事件等

1916（大正5）年1月27日 千葉地裁（判決）	興行権確認・損害賠償請求控訴事件 大正3年（れ）第118号
浄瑠璃等の楽譜脚本の興行権を譲り受けたとする男性が、興行主に、興行権を有することの確認および無断興行による損害賠償を求めた事件。 判決では、この楽譜脚本が「所謂楽譜として認むるに足らず」とし、その人物の主張する興行権および損害賠償を「全く不当」と判示。また判決にある「如何なる楽譜を使用するや否やの如きは各芸人の随意にして通常興行者の関知する所にあらざればなり」という部分が、JASRAC設立以降、興行主の利用主体たる責任を逃れる抗弁に利用され、JASRACの演奏権管理に大きな支障を来した。	
1953（昭和28）年12月22日 横浜地検（告訴）	著作権法違反事件
横浜市で無断演奏を続けるキャバレーを著作権侵害の疑いで告訴した事件。経営者は、千葉公会堂浄瑠璃事件の判決をもとに反論。 地検は同判決を踏まえ、起訴処分に踏み切らず、示談勧告により和解した。	

### ●池袋東映劇場事件

1954（昭和29）年4月28日 東京地裁（決定）	演奏等禁止仮処分申立事件 昭和29年（三）第3557号
無断で歌謡ショーを続ける興行主（佐々木興業株）と、出演歌手、楽団に対し、演奏禁止の仮処分を申し立てた事件。歌手等を債務者に加えたのは、千葉公会堂浄瑠璃事件の判決影響によるもの。 東京地裁はJASRACの主張を認め、演奏禁止の仮処分を決定。興行主が使用料を支払うことで和解した。	

### ●ミュージック・サブライ事件

1957（昭和32）年4月10日 札幌地裁（判決）	レコード使用禁止等仮処分申立事件 昭和31年（三）第308号
レコード会社9社が、有線放送事業者である北海道ミュージック・サブライに対し、自社レコードの有線放送禁止等の仮処分を申し立てた事件（レコード会社は、旧著作権法下では、22条の7に基づき著作者とみなされていた）。 判決では、レコードを有線放送する場合に著作権が及ぶことを認めるも、仮処分の必要性については、「有線放送を禁止するののであれば回復することのできない損害を受ける虞があることを認めるに足りず」と、申立てを却下した。	
1957（昭和32）年11月29日 札幌地裁（判決）	レコード使用禁止等請求事件 昭和32年（フ）第104号
上記9社が北海道ミュージック・サブライに対し、自社レコードの有線放送禁止と仮執行を求めた本案訴訟。 判決では、レコードの有線放送は、「その本質は興行であると解すべき」とし、「出所の明示を行う限り、たとえ原告らの許諾がなくともその著作権を侵害することにはならない」とし、旧法下における著作権の制限規定「30条8号」が適用された。ただし同社が出所を明示しておらず、「原告らはおのおの被告に対し（中略）出所の明示をすることなく有線放送に使用することの禁止を請求し得る」とするも、仮執行については必要性がないと棄却された。	

判決・決定日等 裁判所等	事件名（略称）等 事件番号
事件/判決内容等	

### ●ミュージック・サブライ事件

1959（昭和34）年5月29日 札幌高裁（判決）	レコード使用禁止等請求控訴事件 昭和32年（ネ）第349号、第351号
原告、被告が、ともに札幌地裁の判決を不服として控訴した事件。 判決では、一審判決を認めた上で、「レコードを有線放送に使用する場合」の出所明示の範囲が、具体的に列挙された。	
1963（昭和38）年12月25日 最高裁大法廷・小法廷（判決）	同上告、同附帯上告事件 昭和34年（オ）第780号、第781号
当時者双方が敗訴部分の破棄を求めて上告するとともに、レコード会社9社が、旧著作権法に定められた制限規定「30条8号」は違憲であると附帯上告した事件。 附帯上告に対して、最高裁大法廷は「30条8号」は合憲と判断。各敗訴部分の破棄を求めた上告については、最高裁小法廷が一審、二審判決の内容を支持した。出所の明示の範囲については、「当該レコードがレコード会社等の写調（録音）にかかる」ことを明示すれば足りると判示した。	

### ●中部観光事件

1959（昭和34）年6月25日 名古屋地裁（決定）	証拠保全申立事件 昭和34年（モ）第1347号
名古屋市内で5軒のキャバレーを経営し、同店で無断演奏を続ける中部観光(株)に対し、本案訴訟に備えて、楽団員等に演奏状況、演奏曲目などの尋問を求める「証拠保全」を申し立てた事件。 名古屋地裁はJASRACの主張を認め、証拠保全を命じた。決定後、演奏曲目等が検証された。 著作権侵害の事件で証拠保全が認められたのは初めて。	
1959（昭和34）年12月11日 名古屋地裁（決定）	演奏禁止等仮処分申請事件 昭和34年（ヨ）第1018号
証拠保全申立ての決定後も、同社が利用許諾手続きを拒み続けたため、演奏禁止等の仮処分を申し立てた事件。 名古屋地裁はJASRACの主張を認め、演奏禁止の仮処分とともに、演奏に用いる楽器と譜面の執行吏保管を命じた。	
1959（昭和34）年12月24日 名古屋地裁（決定）	間接強制申立事件 昭和34年（モ）第2848号
同社が仮処分決定後も無断演奏を続けたため、「間接強制」（決定の告知を受けた日から一定期間内に決定の内容を履行しなければ、一定の賠償を負わせる強制執行）を申し立てた事件。 名古屋地裁はJASRACの主張を認め、5日以内に演奏を停止すること、その内容を履行しない場合、6日目から1日につき7万円の支払いを命じた。著作権侵害の事件で「間接強制」が認められたのは初めて。	
1960（昭和35）年4月27日 名古屋高裁（決定）	同抗告事件 昭和34年（ラ）第220号
間接強制を命じる名古屋地裁の決定に対し、同社が即時抗告を申し立てた事件。 名古屋高裁は、次のように判断し、同社の抗告を棄却した。社交飲食店での無断演奏に対し、侵害の主体（音楽の利用主体）が経営者にあるとの司法判断は初めて。	

1960（昭和35）年5月18日 名古屋高裁（決定）	再抗告事件 昭和35年（ラク）第28号
名古屋高裁による抗告棄却の決定に対し、同社が最高裁に再抗告を申し立てた事件。 この再抗告については同高裁が、同社の再抗告が不適法と判断し、却下した。	

### ●ナニワ観光事件

1967（昭和42）年8月21日 大阪地裁（判決）	使用料・違約金等請求事件 昭和41年（ワ）第3829号
大阪のキャバレー「ゴールデンミカド」を経営していたナニワ観光事業(株)が、JASRACと利用許諾契約を結びながら使用料を滞納し続けたため、同社に対し、使用料と違約金の支払い、演奏禁止を求めた事件。 判決ではJASRACの主張どおり、延滞した使用料とその2倍の違約金の支払い、契約違反を理由とする契約解除の正当性、演奏禁止が認められた。音楽著作権の仲介業務で、違約金の支払いが命じられたのは初めて。	
1970（昭和45）年4月30日 大阪高裁（判決）	同控訴、同附帯控訴事件 昭和42年（ネ）第1342号・昭和43年（ネ）第812号
ナニワ観光事業(株)が、大阪地裁の判決を不服として控訴した事件。一方JASRACは、同判決で認められた損害額算定期間以降の無断演奏期間の損害額加算を求めて附帯控訴した。 判決では、JASRACの附帯控訴が認められ、同社の控訴が棄却された。 裁判所は、使用料規定の合理性、違約金の請求正当性を認め、音楽の利用主体は控訴会社であり、不法行為責任を免れ得ないと判示し、損害額については、JASRACの請求を全額認めた。 JASRACは同判決について「わが国における演奏権保護の判例が確立された（1970.7.15JASRAC会報「特報」）」と評価した。	

### ●処女林事件

1967（昭和42）年12月23日 神戸地裁（判決）	使用料等請求事件 昭和41年（ワ）第781号
神戸のキャバレー「処女林」を経営していた(有)処女林と、カフェ「赤い靴」の経営者が、JASRACと利用許諾契約を結びながら使用料を滞納し続けたため、2者に対し、延滞した使用料と違約金の支払い、演奏禁止を求めた事件。 判決ではJASRACの主張どおり、延滞した使用料とその2倍の違約金の支払い、契約違反を理由とする契約解除の正当性、演奏禁止が認められた。	
1969（昭和44）年1月16日 大阪高裁（判決）	同控訴事件 昭和43年（ネ）第81号
(有)処女林が、神戸地裁の判決を不服とし控訴した事件。 同社の代表者は、大阪高裁の呼び出しに一度も応じず、控訴が棄却された。	

### ●東海観光事件

1968（昭和43）年11月29日 神戸地裁（決定）	演奏禁止等仮処分申立事件 昭和43年（ヨ）第1132号
(有)処女林の代表者が、東海観光(株)の名義により経営する「ナイトタウン・白い森」「シャルマンクラブ・白い森」での生演奏、「洋酒天国・白い森」でのレコード演奏（出所明示義務の違反）に対し、著作権侵害に基づく演奏禁止の仮処分を申し立てた事件。 神戸地裁はJASRACの主張を認め、演奏禁止のほか、「楽団ステージ、ピアノ、ジュークボックス、レコード演奏機、拡声機及びレコード盤」の執行官保管を命じた。楽器と楽譜以外にも差し押さえが命じられたのは初めて。	

判決・決定日等	事件名（略称）等
裁判所等	事件番号
事件/判決内容等	

### ●東海観光事件

1969（昭和44）年1月22日	間接強制申立事件
神戸地裁（決定）	昭和43年（ヨ）第1132号事件に基づく。昭和44年（モ）第59号
<p>同社が仮処分決定後も、無断演奏を続けたため、「間接強制」を申し立てた事件。          神戸地裁はJASRACの主張を認め、3日以内に楽団演奏およびレコード演奏を停止すること、その内容を履行しない場合は、4日目から1日につき2万円支払うことを命じた。レコード演奏について賠償金の支払いが命じられたのは初めて。</p>	
1969（昭和44）年3月14日	同即時抗告事件
大阪高裁（決定）	昭和44年（モ）第59号に基づく昭和44年（ラ）第50号
<p>間接強制を命じる神戸地裁の決定に対し、同社が即時抗告を申し立てた事件。          大阪高裁は、間接強制の賠償額をJASRACの主張どおり認め、同社の抗告を棄却した。</p>	
1969（昭和44）年5月21日	同特別抗告事件
最高裁（決定）	昭和44年（ク）第165号
<p>抗告棄却の決定を不服として、最高裁に特別抗告を申し立てた事件。同社は、大阪高裁の決定は、営業の自由を保障した憲法に違反しているなどと主張。          最高裁は、「本件抗告理由は、原決定の違憲をいうが、その実質は（中略）賠償額の算定が不当であるというに過ぎない」ものとし、本件抗告を不適当と却下した。          楽団演奏だけでなくレコード演奏（出所明示義務の違反）についても演奏禁止を命じた初の判決が確定した。演奏権侵害に関して最高裁が決定を下したのは初めて。</p>	
1970（昭和45）年7月18日	著作権法違反事件
神戸地裁（判決）	昭和44年（わ）第350号、第440号
<p>東海観光(株)の経営者と、同社の監査役兼支配人の2人を著作権侵害の疑いで告訴した事件。          神戸地裁は、被告人にそれぞれ懲役6か月、5か月（ともに執行猶予3年）の有罪判決を言い渡した。演奏権侵害に関して刑事罰が適用されたのは初めて。          判決では、使用料規程は営業権を侵害しないこと、使用許諾の申込みは「正当な事由がない限りその使用の申込を拒絶することができない」と解すべきであることなどが示された。</p>	
1971（昭和46）年3月22日	同控訴事件
大阪高裁（判決）	昭和45年（う）第1242号
<p>本件被告人らが、神戸地裁による有罪判決を不服として控訴した事件。          判決では、(有)処女林（「処女林」）と東海観光(株)（「白い森」等）が法的に別人格であっても、実態は被告人の経営であるとし、JASRACによる許諾申込みの拒否には正当な理由があると判示、控訴を棄却した。</p>	
1972（昭和47）年2月4日	同上告事件
最高裁（決定）	昭和46年（あ）第882号
<p>本件被告人らが、大阪高裁による控訴棄却の判決を不服として、最高裁に上告した事件。          判決では、被告人らの上告理由は適法でないとし、棄却した。</p>	

### ●JASRACシール偽造事件

1972（昭和47）年5月24日	私文書偽造事件
東京地裁（判決）	昭和47年刑（わ）第688号
<p>JASRACの利用許諾を得た複製物であるかのように見せかける目的で、JASRACの名称を図案化したシールを作成していた事業者を、私文書偽造の疑いで警視庁に告訴した事件。          東京地裁は被告人に対し、懲役1年6か月（執行猶予4年）の有罪判決を言い渡した。録音物に関する判決は初めて。</p>	

### ●キャバレー「ゴールデン東京」（寿商事）事件

1972（昭和47）年7月31日	著作権法違反事件
川口簡裁（略式命令）	昭和47年（い）第947号
<p>埼玉県川口市のキャバレー「ゴールデン東京」を運営していた寿商事(株)と、同社の社長および取締役の2人を、同店内での無断演奏に伴う著作権侵害の疑いで浦和地検に告訴した事件。          前年に施行されたばかりの新著作権法に定められた「両罰規定」（124条）の適用を求めた。          川口簡裁は略式命令により、同社と社長に罰金を科した。取締役については、社長に指揮命令を受けていた事情が考慮され、不起訴処分（起訴猶予）となった。</p>	

### ●籠の鳥事件

1976（昭和51）年12月1日	損害賠償等請求事件
和歌山地裁（判決）	昭和48年（ワ）第299号
<p>流行歌「籠の鳥」を作詞、作曲したのは自分であると主張する男性が、同作品の作曲者として知られていた鳥取春陽氏の承継者らとJASRACを被告として、著作権および著作人格権の侵害、名誉毀損による損害賠償、謝罪広告を求めた事件。          判決では、原告の主張が失当であるとし、すべての請求を棄却した。</p>	
1980（昭和55）年2月6日	同控訴事件
大阪高裁（判決）	昭和51年（ネ）第2319号
<p>原告が、和歌山地裁の判決を不服として控訴した事件。          判決では、控訴人の請求が失当であるとし、一審判決同様、全ての請求を棄却した。</p>	

### ●カセットテープ無断複製事件

1977（昭和52）年11月22日	著作権法違反事件
横浜地裁川崎支部（判決）	昭和51年（わ）第224号
<p>海賊版カセットテープを13万本余り複製した会社社長を、著作権侵害の疑いで告訴した事件。          横浜地裁川崎支部は、被告人を懲役1年6か月に処する実刑判決を言い渡した。</p>	
1978（昭和53）年9月7日	
東京高裁（判決）	昭和53年（う）第505号
<p>横浜地裁川崎支部の判決を不服として控訴した事件。          東京高裁は、被告人が一審判決後に損害賠償額の一部として300万円を支払い、残額についても分割清算を約すなど反省の情が認められるとし、懲役1年に減刑した</p>	

判決・決定日等 裁判所等	事件名（略称）等 事件番号
事件/判決内容等	

### ●パロディ問題

1981（昭和56）年	パロディ問題（同一性保持権等）
<p>アルファ・レコード(株)が発売した「タモリ3一戦後日本歌謡史」が、「リンゴの唄」「憧れのハワイ航路」など34曲を、無断改変（替歌）しているとし、著作者人格権と複製権の侵害を理由に、同レコードの製造・販売の中止を同社に要請した問題（提訴には至らず）。</p> <p>同社は当初、本件レコードはパロディとしての新作であると主張してJASRACの要請を無視し、製造・販売を強行したが、1983（昭和58）年1月、販売中止に応じ、同社が使用料相当額の解決金を支払って解決した。</p>	

### ●にほんの館事件

1980（昭和55）年3月18日	著作権法違反事件
福岡簡裁（略式命令）	昭和55年（い）第1162号
<p>福岡市のスナック「にほんの館」の経営者を、無断演奏に伴う著作権侵害の疑いで福岡地検に告訴した事件。福岡簡裁は略式命令により、同人に罰金を科した。</p>	
1980（昭和55）年5月23日	著作権侵害差止等請求事件
福岡地裁（判決）	昭和53年（い）第410号
<p>同経営者に対し、同店での演奏禁止と損害賠償を求めた事件。判決ではJASRACの主張どおり、演奏禁止、開業から提訴時までの5年にわたる無断利用期間の損害賠償の支払いを命じた。客席数が40前後の同店のような小規模店を対象とする事件の判決は初めて。</p>	
1982（昭和57）年1月27日	同控訴、同附帯控訴事件
福岡高裁（判決）	昭和55年（ネ）第353号、昭和56年（ネ）第283号
<p>同経営者が、福岡地裁の判決を不服として控訴した事件。控訴人の請求は棄却された。</p>	
1982（昭和57）年11月19日	同上告事件
最高裁（判決）	
<p>同経営者が、福岡高裁の判決を不服として上告した事件。判決では、上告人の主張について「原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない」とし、棄却した。</p>	

### ●アラン・フレビカ事件

1982（昭和57）年3月29日	損害賠償請求事件
東京地裁（判決）	昭和54年（ワ）第1879号、昭和55年（ワ）第2662号
<p>JASRACに著作権の管理を委託していない、「アラン・フレビカ」という筆名を持つ著作者が、本来徴収し得る使用料をJASRACが横領しているなどとして、JASRACに損害賠償を求めた事件。請求の原因は、JASRACが「ほとんどすべての音楽を管理している」と広報していることにより、事実上、同人が自ら自作曲を演奏した社交飲食店から使用料を徴収できないなど、著作権の自己管理が妨害されたというもの。</p> <p>判決では、「ほとんどすべての音楽」という表現は、「管理する音楽著作物の数を概括的に示すためにされているので（中略）業務案内用広告文等の文言として妥当」とし、同人の請求を棄却した。</p>	

1982（昭和57）年12月24日	同控訴事件
東京高裁（判決）	昭和57年（ネ）第966号
<p>同人が、東京地裁の判決を不服として控訴した事件。判決では、「控訴人自身が前記の請求、徴収を行うことがいかに困難であったとしても、その責を被控訴人の前記表示を含む業務活動に帰することは許されない」とし、同人の請求を棄却した。</p>	
1983（昭和58）年4月13日	同上告事件
東京高裁（決定）	昭和58年（ネオ）第10号
<p>同人が、東京高裁の判決を不服として上告したが、上告理由の記載がなく、手続きの不備により、同高裁に却下された。</p>	

### ●レコード会社VS貸し事業者事件

1984（昭和59）年5月30日	著作権侵害差止請求事件
東京地裁（和解）	
<p>大手レコード事業者4社に対し、レコード製作者の複製権を侵害しているとして、1981年（昭和56）年10月30日、日本レコード協会加盟13社が自社レコードの貸与の差止めを求めて提訴した事件。当時の著作権法にはまだ「貸与権」が創設されていなかった。貸与権が創設された同日、和解が成立した。</p>	

### ●黎紅堂貸レコード事件

1984（昭和59）年5月30日	著作権侵害差止請求事件
東京地裁（和解）	昭和57年（ワ）第8152号
<p>大手のレコード店「黎紅堂」に対し、1982（昭和57）年7月1日、レコードの貸出しの差止め等を求めた事件。著作権者等に新たな権利を認める「貸しレコード業特例法案（当時の呼称）」を議員立法により国会に提出する方針が立てられていた。貸与権が創設された同日、次の条件により和解した。</p> <p>①前年11月に成立した「貸し暫定措置法」に基づいて正常な関係を持つ。②利害関係人として日本レコードレンタル商業組合の参加を得て、同組合が加盟事業者に対し、本件和解の趣旨の周知、遵守をはたらきかける。③JASRACと加盟事業者との間の利用許諾契約の条項について誠意をもって協議する。</p>	

### ●クリスタル貸音楽テープ事件

1984（昭和59）年6月25日	著作権侵害差止等請求事件
東京地裁（和解）	昭和59年（ワ）第3600号
<p>貸音楽テープ店を経営する(株)クリスタルと経営者に対し、同年4月4日、複製権侵害による損害賠償を求めた事件。同社は全国に35のチェーン店を持ち、客に音楽テープと高速録音機を貸し出して店内で無断複製をさせていた。当時の著作権法にはまだ30条1項1号（公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いた複製を「私的使用のための複製」から除外する条項）が設けられていなかった。JASRACは、無断複製を被告会社の録音行為とみなすべきであると判断し、提訴に踏み切った。東京地裁により4月6日、レコード会社20社による仮処分申立て（同社の店舗内での複製行為の禁止と複製機器の執行官保管を求めるもの）を認める決定が言い渡されたこともあり、被告からの和解の申入れを受け、次の条件により和解した。①同店でのダビング行為が複製権を侵害していることを認め、営業を廃止し、将来についても再開しない。②使用料相当額の和解金を支払う。③JASRACおよび会員に陳謝する。</p>	

判決・決定日等 裁判所等	事件名（略称）等 事件番号
事件/判決内容等	

### ●クラブキャッツアイ事件

1982（昭和57）年1月14日 小倉簡裁（略式命令）	著作権法違反事件 昭和56年（い）第4255号
北九州市の社交飲食店「クラブキャッツアイ」「ミニクラブ水晶」で無断演奏を継続していた経営者を、著作権侵害の疑いで告訴した事件。 小倉簡裁は略式命令により、同人に罰金を科した。	
1982（昭和57）年8月31日 福岡地裁小倉支部（判決）	著作権侵害差止等請求事件 昭和55年（ワ）第847号
両店で無断演奏を継続していた同人および共同経営者に対し、演奏禁止および閉店した3店での無断演奏に伴う損害金を加えた5店分の損害賠償を求めた事件。 福岡地裁小倉支部は、両店での演奏禁止およびJASRACが求めた損害賠償額全額の支払いを言い渡した。	
1983（昭和58）年2月17日 小倉簡裁（略式命令）	著作権法違反事件 昭和58年第337号
「クラブキャッツアイ」の経営者が、小倉簡裁から略式命令（罰金刑）を言い渡されたにもかかわらず、無断演奏を継続していたため、再び著作権侵害の疑いで告訴した事件（「ミニクラブ水晶」は1980（昭和55）年11月以降、生演奏を廃止し、カラオケに切り替えていた）。 同簡裁は略式命令により、同人に再び罰金を科した。	
1984（昭和59）年7月5日 福岡高裁（判決）	著作権侵害差止等請求控訴、同附帯控訴事件 昭和57年（ネ）第595号（差止等請求控訴事件）、昭和58年（ネ）第329号（同附帯控訴事件）
「クラブキャッツアイ」「ミニクラブ水晶」の経営者および共同経営者が、福岡地裁小倉支部の民事事件の判決を不服として控訴した事件。一方JASRACは、同判決で認められた損害額算定期間以降の、両店および新規店1店での無断演奏期間の損害賠償額の加算を求めて附帯控訴した。この加算額には、「ミニクラブ水晶」および新規店でのカラオケ無断利用に伴う損害金を含めており、カラオケの無断利用に伴う損害賠償を求めた事件は初めて。	
1988（昭和63）年3月15日 最高裁（判決）	同上告事件 昭和59年（オ）第1204号
経営者らが、損害賠償請求の破棄を求めて上告した事件。 最高裁は、「客による歌唱も、著作権法上の規律の観点からは上告人らによる歌唱と同視しうる」と高裁判決を支持し、上告を棄却した。	

### ●音楽文化倶楽部貸テープ事件

1985（昭和60）年6月25日 東京地裁（決定）	貸与禁止等仮処分申立事件 昭和60年（三）第2536号
武蔵野市の音楽テープ店とダビング店の経営者らに対し、4月17日、貸与および複製行為の禁止と複製機器の執行官保管を求める仮処分を申し立てた事件（音楽テープ店が店名、経営名義を変更したため、5月21日、新経営者に対して別途申立を行った）。 東京地裁はJASRACの申立てを認める仮処分の決定を言い渡し、同店の音楽テープ75本が差し押さえられた。 貸与権が新たな支分権として著作権法に創設されて以降、初の決定となった。音楽テープが差し押さえられたのも初めて。	

1986（昭和61）年3月19日 東京地裁（判決）	著作権侵害差止等事件 昭和60年（ワ）第8862号
「音楽文化倶楽部」の経営者に対し、同店での貸与行為の禁止および貸与権侵害による損害賠償の支払いおよび音楽テープの廃棄を求めた本案訴訟。 仮処分申立ての際と同様、経営者は出頭せず、JASRACの申立てのすべてを認める判決が言い渡された。	

### ●くらぶ明日香事件

1986（昭和61）年8月27日 広島地裁福山支部（判決）	著作権侵害差止等請求事件 昭和56年（ワ）第215号
福山市の「くらぶ明日香」の経営者2人に対し、同店での演奏、自動ピアノの再生、ビデオカラオケの利用（歌唱、伴奏音楽の再生、上映）の禁止と、これら無断演奏による損害賠償を求めた事件。 同地裁福山支部は、JASRACの主張をすべて認める判決を言い渡した。 ビデオカラオケの利用については、演奏権とともに上映権についても侵害していることを初めて判示した。自動ピアノについては、「著作権法施行令附則3条1号にいう客に音楽を鑑させるための特別の設備を設けているものに該するのは明らか」とし、カラオケと同様、演奏権の侵害であることを認めた。 経営者2人は即日、広島高裁に控訴し、JASRACもカラオケの撤去等を求める附帯控訴を申し立てた（「メンバーズバーざくろ事件」参照）。	

### ●メンバーズバーざくろ事件

1988（昭和63）年1月18日 広島地裁福山支部（和解）	演奏禁止等仮処分申立事件 昭和62年（三）第192号
飲食店「メンバーズバーざくろ」（上記「くらぶ明日香」の経営者の一人が代表を務める法人が経営）の店内で、上記判決が言い渡された後も、カラオケの無断利用を継続していたため、同店にカラオケ機器をリースしていた事業者を債務者に加えて、カラオケによる演奏禁止および同機器の執行官保管を求める仮処分を申し立てた事件。 本事件は、債務者から和解の申入れがあり和解した。社交飲食店でのカラオケ利用に関し、リース事業者がリース契約を締結する際の義務および同事業者が共同して使用料支払いの責任を負う裁判上の和解が成立したのは初めて。	

### ●会員制倶楽部あぼろん事件

1987（昭和62）年10月26日 東京地裁（判決）	著作権侵害差止等請求事件 昭和59年（ワ）第6181号
10数年以上にわたり無断で生演奏を継続していた銀座の「会制倶楽部あぼろん」に対し、演奏禁止および損害賠償を求めた事件。 東京地裁は同店に対し、演奏禁止および損害額全額の支払いを言い渡した。判決では、使用料規定および同細則に基づく損害額の算定は「原告が通常受けるべき金銭の額に相当する」と認めるとともに、利用許諾契約を締結する場合には契約保証金の納付を条件に減額しているとし、無断利用者に減額した使用料を適用する理由はない、と被告の主張を退けた。 同判決で認められた損害額の算定期間は、これまでの事件の中で最も長期に及んだ。	

### ●ビデオテープ無断複製事件

1988（昭和63）年3月24日 名古屋地裁（判決）	著作権法違反事件 昭和63年（わ）第2020号
名古屋市中でビデオテープを無断複製していた「むうびいはうすuncle」の経営者に対し、複製権および頒布権の侵害の疑いで愛知県警西枇杷警察署に告訴した事件。 名古屋地裁は懲役1年6か月（執行猶予3年）の有罪判決を言い渡した。ビデオテープの複製権、頒布権侵害に関する刑事事件の判決は初めて。	

判決・決定日等 裁判所等	事件名（略称）等 事件番号
事件/判決内容等	

### ● 祇園クラブカラオケ差止仮処分事件

1990（平成2）年1月16日 京都地裁（決定）	カラオケ利用禁止等仮処分申立事件 平成元年（ヨ）第866号
京都市内の社交飲食店2店でカラオケを無断利用していた経営者に対し、カラオケの利用禁止と同機器の執行官保管を求める仮処分を申し立てた事件。 京都地裁はJASRACの申立てを認める仮処分を決定し、1月23日、両店からカラオケ機器が撤去された。カラオケの無断利用に伴う著作権侵害について、仮処分の決定と執行が行われたのは、カラオケ管理を開始してから初めて。	
1990（平成2）年7月31日 京都地裁（和解）	間接強制申立事件 平成2年（ヲ）第200号
上記経営者が、仮処分の執行が行われたにもかかわらず、両店に新しいカラオケ機器を設置して無断演奏を継続したため、4月20日、カラオケの利用禁止と、「間接強制」を申し立てた事件。 間接強制の申立ては東海観光事件以来で、カラオケの無断利用に対する同申立ては初めて。 同経営者とは7月31日に和解した。	

### ● チューリップ著作権確認事件

1989（平成元）年2月10日 千葉地裁（判決）	著作権確認請求事件 昭和58年（ワ）第1102号
日本教育音楽協会および同協会の会長を務めた作曲家・井上武士氏がそれぞれJASRACに著作権を信託していた「チューリップ」（作詞：日本教育音楽協会、作曲：井上武士/1932（昭和7）年公表当時は無名の著作物）について、井上氏同様に日本教育音楽協会の会長を務めた作曲家・小出浩平氏の遺族らが、この作品を作詞、作曲したのは小出であると主張し、井上氏の著作権を承継していた遺族らを相手に、同作品の著作権の帰属について確認を求めた事件。 判決では、「このように長期間多数の出版物に井上の作曲であることが公にされているにもかかわらず、小出はこれに対してチューリップ曲の創作者が自己であることを明らかにするような確固たる措置を講じた形跡がない」などとし、原告らの請求をすべて棄却した。	
1990（平成2）年12月18日 東京高裁（判決）	同控訴事件 平成元年（ネ）第607号
小出氏の遺族らが、千葉地裁の判決を不服として控訴した事件。 東京高裁は、同地裁の判決を支持し、控訴を棄却した。	
1992（平成4）年1月16日 最高裁（判決）	同上告事件 平成3年（オ）第526号
同遺族らが、東京高裁の判決を不服として上告した事件。 最高裁は、上告を棄却した。	

### ● コヒノボリ等著作権確認事件

1989（平成元）年8月16日 東京地裁（判決）	コヒノボリ等著作権確認請求事件 昭和58年（ワ）第12198号
上記の「チューリップ」に関する事件で勝訴した井上氏の遺族らは、同事件の弁論で「チューリップ」の作詞者は近藤宮子氏であると主張していたが、その本人が、小出氏の遺族らとJASRACを相手に、「コヒノボリ」「チューリップ」を含む六つの唱歌の歌詞について著作者人格権を有することの確認、また六つの唱歌のうち「チューリップ」「カミナリサマ」「オウマ」については著作権を有することの確認、さらに氏名表示権の侵害に伴う精神的損害および本来受け取るべき使用料を受領できなかったことで被った損害の賠償を求めた事件。 判決では、六つの唱歌の作詞の著作者が近藤氏であることを認め、著作者人格権を有するとしたが、著作権については、同作品を公表した日本教育音楽協会に（本件唱歌の投稿を公募した際の広告の解釈により）譲渡されていると判示した。氏名表示権の侵害については一部を認め、小出氏の遺族らとJASRACに対し、原告が被った精神的損害に対する慰謝料の支払いを命じた。	
1993（平成5）年3月16日 東京高裁（判決）	同控訴事件 平成元年（ネ）第2886号
小出氏の遺族らとJASRACが、東京地裁の判決を不服として控訴した事件。近藤宮子氏は、三つの唱歌について著作権を有することの確認などを求めて附帯控訴した。 東京高裁は、慰謝料について減額した他は、控訴、附帯控訴ともに棄却した。	

### ● 「チューリップ」「コヒノボリ」等使用料返還請求事件

1998（平成10）年9月28日 東京地裁（判決）	著作権確認・使用料請求事件 平成9年（ワ）第1400号
上記の「コヒノボリ」等に関する事件で、近藤宮子氏を支援していた女性が、①「チューリップ」「コヒノボリ」の著作権を、日本教育音楽協会が近藤宮子氏に「もどした」ことを証明する確認書を持っている、②日本教育音楽協会が不当に利得した使用料についての返還請求権を近藤氏から譲り受けている、として、日本教育音楽協会に使用料の返還を、また同協会とJASRACに対して、同作品の著作権の帰属の確認を求めた事件。 東京地裁は、確認書なる書面の効力を否定し、原告の請求を棄却した。	

### ● 歌舞伎町・カラオケ一網打尽事件

1992（平成4）年6月24日・25日 東京地裁（決定）	演奏禁止等仮処分申立事件 平成4年（ヨ）第2506号
ピアノやカラオケによる無断演奏を継続していた新宿区歌舞伎町の社交飲食店5店に対し、演奏禁止および楽器、カラオケの執行官保管を求める仮処分を申し立てた事件。 東京地裁はJASRACの申立てを認める仮処分を決定し、5店の楽器やカラオケに網をかける方式で利用の差止めが執行された。 楽器やカラオケの仮処分執行は、首都圏では初めて。メディアで「一網打尽」と報じられた。 5店とは執行後、和解した。	

### ● 有線カラオケ伝達権侵害事件

1993（平成5）年11月25日 大阪地裁（決定）	カラオケ利用禁止等仮処分申立事件 平成5年（ヨ）3796号
店外の施設からリクエストに応じて伴奏音楽と映像が有線送信されるカラオケシステムを利用していた大阪の無許諾店に対し、客の歌唱に伴う演奏権の侵害だけでなく、同システムの利用で伝達権も侵害されているとして仮処分を申し立てた事件。 大阪地裁はJASRACの申立てを認める仮処分を決定した。	

判決・決定日等	事件名（略称）等
裁判所等	事件番号
事件/判決内容等	

### ●魅留来事件

1994（平成6）年3月17日	著作権侵害差止等請求事件
大阪地裁（判決）	昭和63年（ワ）第6200号

大阪の社交飲食店「魅留来（みるく）」でカラオケを無断利用していた経営者夫婦と、同店にカラオケ機器をリースしていた事業者を相手に、損害賠償を求めた事件。  
大阪地裁は、JASRACの求めた損害額全額を連帯して支払うよう言い渡した。  
判決では、「モニターテレビに管理著作物の歌詞の文字表示が映し出されることはその管理著作物の上映に該当する」とし、カラオケソフトの映像に収録された伴奏音楽の再生についても、上映に当たるとした。  
リース事業者の責任については、「業務用カラオケ装置のリース行為は（中略）、管理著作権侵害発生の危険を創出し、その危険を継続させ、またはその危険の支配・管理に従事する行為であると同時に、それによって被告会社は対価としての利得を得ているのであるから、右行為に伴い、当該危険の防止措置を講じる義務、危険の存在を指示警告する義務を生じさせると解するのが条理に適う」とし、「二重取り」には当たらないとした。カラオケのリース事業者に対して、共同不法行為責任が判決で認められたのは初めて。提訴以来5年8か月、30回に及ぶ口頭弁論を経ての判決だった。

1994（平成6）年4月12日	著作権法違反事件
大阪地裁（判決）	平成2年（わ）第1831号

同店の経営者の1人を著作権侵害の疑いで大阪地検に告訴した事件。  
同人は、JASRACの使用料規程は、著作権法の罰則規定の部分的内容をなす補充規範の機能を持っており、「白地刑罰法規」と類似の問題を持つこと、客を装った実態調査は被告人を罠に陥れる「おとり捜査」であること、調査員が客を歌唱に駆り立てた点で、JASRACは著作物の利用を承諾している（「被害者の承諾」）こと、秘密裡に録音されたテープは違法に収集された証拠であることなどを主張したが、大阪地裁は、これら主張をすべて退け、罰金を科す有罪判決を言い渡した。カラオケの無断利用者に対する告訴のほとんどが略式命令で解決していた中、カラオケの著作権侵害罪が法廷で審理され、判決が言い渡されたのは初めて。起訴以来4年、公判は30回に及んだ。

1997（平成9）年2月27日	著作権侵害差止等請求控訴事件
大阪高裁（判決）	平成6年（ネ）第841号

同店の経営者の2人とリース事業者が、大阪地裁の判決を不服として控訴した事件。  
大阪高裁は、リース事業者の共同不法行為責任について、「被告人会社は（中略）著作権侵害行為を幫助した者として、民法719条2項に基づき共同不法行為責任を免れない」とし、リース事業者は一審判決で言い渡された「正義義務」を負うと判示した。また、控訴人らの代理人弁護士が賠償額全額を裁判外に送金したことから、損害賠償についての「被控訴人の請求を棄却する」との一文が主文に加えられた。  
JASRACの実質的な全面勝訴となった本判決は、控訴人が上告しなかったことにより確定した。

### ●カラオケ施設（レッツゴーカラオケ）仮処分事件

1996（平成8）年12月6日	カラオケ利用禁止等仮処分申立事件
東京地裁（決定）	平成8年（ヨ）第22041号

カラオケを無断利用していた保谷市のカラオケ施設「レッツゴーカラオケ」に対し、カラオケ利用の禁止、同機器の執行官保管などを求める仮処分を申し立てた事件。同施設は、JASRACがカラオケボックスなどのカラオケ施設に法的措置を初めて講じた3施設のうちの1施設だった。  
東京地裁は、6回にわたる審尋を経て、JASRACの申立てを認める仮処分を決定した。  
主文では「顧客に歌唱させる目的で、カラオケ装置を操作して又は顧客に操作させて伴奏音楽を演奏する方法により使用してはならない」「カラオケ用ビデオディスクに収録されている伴奏音楽及び歌詞の文字表示を上映する方法により使用してはならない」と、カラオケ施設での音楽著作物の無断利用は著作権侵害に当たるという司法判断が初めて下された。  
決定後、同施設は、JASRACが求めた損害額および遅延損害金を一括で清算し、許諾契約を結ぶための契約保証金を納付する条件で和解した。

### ●つくば市カラオケ社交飲食店告訴事件

1998（平成10）年2月20日	著作権法違反事件
最高裁（決定）	平成8年（ろ）第14号

1995（平成7）年11月、カラオケを無断利用していたつくば市の社交飲食店「らりるれる」の経営者を著作権侵害の疑いでつくば中央警察署に告訴した事件。被告人は他国籍であることを理由に、日本語の理解力が乏しく、カラオケの無断利用が著作権侵害になるとは知らなかったなどと主張していた。  
一審、二審ともに、被告人の主張を退ける有罪判決が言い渡され、二審の東京高裁は「スナック等の飲食業を営む者にとって、同協会の許諾を得ずにカラオケ演奏を伴奏として従業員や客に歌唱させることが著作権法に違反にすることは、いわば常識に属すること」と判示した。  
被告人は最高裁に上告したが、棄却され、有罪が確定した。

### ●ビッグエコー上尾店事件

1998（平成10）年8月27日	著作権侵害差止等請求事件
東京地裁（判決）	成9年（ワ）第19839号

「全日本音楽著作権料値下交渉聯盟」を組織し、同調者を募って著作物使用料の不払い運動を続けていたカラオケ施設「ビッグエコー上尾店」の経営者ら3者に対し、カラオケ利用の禁止および損害賠償等を求めた事件。  
東京地裁は被告らに対し、①カラオケによる伴奏音楽の再生の禁止、②カラオケ用のビデオディスクに収録されている伴奏音楽および歌詞の文字表示の再生の禁止、③カラオケによる歌唱の禁止、④カラオケ装置の撤去、⑤損害の賠償、を言い渡した。  
判決では、侵害の主体（音楽の利用主体）について「顧客は被告らの管理の下で歌唱し、被告らは顧客に歌唱させることによって営業上の利益を得ていることからすれば、各部屋における顧客の歌唱による管理著作物の演奏についても、その主体は本件店舗の経営者である被告らであるというべき」と判示した。  
また被告らの本件店舗における営業は、著作権法施行令附則3条1号の事業に該当するから、著作権法附則14条は適用されない」とした。

1999（平成11）年7月13日	同控訴事件、同附帯控訴事件
東京高裁（判決）	平成10年（ネ）第4264号他

上記被告らが、東京地裁の判決を不服として控訴した事件。JASRACは、不当利得の返還（消滅時効10年）を求める附帯控訴を申し立てた。  
東京高裁は、不当利得の返還を認め、結果として相手方に一審と同額の支払いを命じた。不当利得返還請求について、JASRACが初めて明確に獲得した司法判断となった。

2000（平成12）年7月14日	同上告事件・上告受理申立事件
最高裁（決定）	平成11年（オ）第1581号他

経営者ら3者が、東京高裁の判決を不服として、最高裁に上告および上告受理を申し立てた事件。  
最高裁は上告を棄却、また上告審として受理しないと決定し、高裁判決が確定した。

### ●カラオケボックス29事業者（78店舗）債務不存在確認・反訴事件

2000（平成12）年12月26日	債務不存在確認、反訴請求事件
東京地裁（判決）	平成9年（ワ）第25151号他

前記「ビッグエコー上尾店事件」に関連して、「全日本音楽著作権料値下交渉聯盟」に加盟するカラオケ施設の経営者26人が、JASRACの求める許諾手続きおよび使用料の支払いには根拠がないとし、「使用料相当額の不法行為に基づく損害賠償債務ないし不当利得返還債務の不存在」について確認を求めた事件。一方のJASRACは、この26人を含む経営者29人に対し、カラオケ利用の禁止および同機器の撤去とともに、使用料規定相当額の損害賠償又は不当利得返還を求めて反訴した。  
判決では、「ビッグエコー上尾店事件」と同様に、カラオケ利用の禁止、同機器の撤去、損害賠償等の支払いが命じられた。この判決を不服とした2事業者が、東京高裁に控訴したが、同高裁は東京地裁の判決を支持し、棄却した（東京高裁平成13年（ネ）787号）。

判決・決定日等 裁判所等	事件名（略称）等 事件番号
事件/判決内容等	

### ●CD-R 知情頒布事件

1998（平成10）年 静岡県警、新居警察署（告訴）	著作権法違反事件
無断複製されていたCD-Rを販売・頒布していた愛知県豊橋市の男性を告訴した事件で、10月28日、静岡県警察本部と新居警察署が、同人を著作権法違反の疑いで逮捕した。CD-Rを利用した無断複製物の、いわゆる知情頒布に基づく逮捕は、本事件が初めて。逮捕当日に行われた自宅捜索、またその後の捜査により、この男性自身が無断複製も行ったことが判明したため、11月16日、JASRACは複製権侵害に基づく追加告訴を行った。翌年2月10日、有罪判決（懲役1年、執行猶予4年）が言い渡された。	

### ●カラオケ機器封印破棄事件

1998（平成10）年12月22日 大津地裁（略式命令）	封印破棄事件 平成10年（検）第2769号
滋賀県草津市の社交飲食店の経営者が、同県警生活安全課と草津警察署に、著作権法違反と封印等破棄の疑いで逮捕された事件。同人は、経営する店でカラオケの無断利用を継続していたため、JASRACが前年3月、カラオケの利用禁止と同機器の執行官保管を求める仮処分を大津地裁に申し立て、同年6月に仮処分が決定・執行されたが、その経営者が、カラオケ機器にかけられた漁網の封印を破棄し、カラオケ利用を再開したため、同地裁執行官に点検執行を申し立て、この5月、再執行された。ところが同人が再び封印を破棄、カラオケの無断利用を継続したため、大津地裁にカラオケの利用禁止と損害賠償等を求める本案訴訟を提起、さらに草津署に著作権法違反で告訴、また2度の封印破棄を確認したJASRAC京都支部長と大津地裁執行官が同署に封印等破棄罪（刑法96条）で告発した。12月22日、略式命令により罰金が科された。	

### ●パチンコ店生演奏事件

1999（平成11）年2月2日 大阪地裁（和解）	演奏禁止等仮処分申立事件 平成10年（三）第3386号
大阪市のパチンコ店内に電子ピアノを設置し、専属の奏者を雇って無断演奏を継続していたため、演奏禁止と同楽器の執行官保管を求める仮処分を申し立てた事件。2月2日に和解した。パチンコ店など遊技施設での生演奏に対して法的措置を講じたのは初めて。	

### ●ビデオメイツ事件

1995（平成7）年5月29日 水戸地裁（決定・執行）	カラオケ利用禁止等仮処分申立事件 平成6年（三）第215号 平成6年（三）第216号
茨城県水戸市と筑波郡の社交飲食店で、カラオケの無断利用を継続していた経営者夫婦および同夫婦に経営を引き継いだとする人物の計3人に対し、カラオケ利用の禁止、同機器の執行官保管を求める仮処分を申し立てた事件。水戸地裁は5月29日、JASRACの申立てを認める仮処分を決定し、6月9日、執行された。	

1999（平成11）年4月14日 水戸地裁（判決）	著作権侵害差止等請求事件 平成9年（ワ）第106号
同経営者夫婦が、仮処分執行後も、カラオケの無断利用を継続していたため、経営者夫婦の2人および両店にカラオケ機器をリースしていた(有)ビデオメイツを相手に、カラオケの利用禁止と同機器の撤去、また損害賠償を求めた事件。水戸地裁は、カラオケ利用の禁止と同機器の撤去、損害賠償の支払いを命じたが、リース事業者の責任に関しては、「魅留来」民事事件の大阪高裁判決より後退する内容となった。判決では、相応の説明等をしたとするリース事業者の主張にはリース事業者の一般的な注意義務の必要性を示しつつも、本件リース事業者が、「仮処分命令の執行を受けたことを知る」までは、リースの相手方がJASRACと利用許諾契約を締結していない可能性を疑わせるような「特段の事情」等がなく、仮処分の執行以前には注意義務違反がないとして、損害賠償の連帯責任については、同執行以降に新たなカラオケ装置をリースした期間しか認めなかった。	
1999（平成11）年11月29日 東京高裁（判決）	同控訴事件 平成11年（ネ）第2788号
水戸地裁の判決を不服とする原告、被告がともに控訴した事件。東京高裁は、同地裁の判決を支持し、どちらの控訴も棄却した。判決では、リース事業者の責任について、「カラオケ装置の引渡し前に、当該経営者が、一審原告との間で著作物使用許諾契約の締結又はその申込みをしたことを確認すべき注意義務であるとか、カラオケ装置を引き渡した後においても、随時、著作物使用許諾契約の有無を確認すべき注意義務などを、一般的に負うものと解することはできない」と判示した。	
2001（平成13）年3月2日 最高裁（判決）	同上告事件 平成12年（受）第222号
JASRACが東京高裁の判決を不服として、リース事業者の本件行為は、同経営者夫婦の著作権侵害行為と共同不法行為を構成するとし、リース事業者に使用料相当額の損害賠償を求めるべく、上告と上告受理を申し立てた事件。最高裁はJASRACの主張を全面的に認め、リース事業者の責任について限定的にしか認めていなかった一審、二審の判決を覆し、リース事業者に全リース期間の損害賠償を命じる判決を言い渡した。カラオケ装置のリース事業者が果たすべき注意義務を最高裁が判示したのは初めて。	

### ●インターネット/MP3違法サイト告訴事件

1999（平成11）年7月9日 愛知県警（告訴）	著作権法違反事件
音声圧縮技術「MP3」を使って、市販CD等を音源とする音楽データを無断でインターネット上にアップロードしていた札幌市の少年を、7月9日、愛知県警に告訴した事件。愛知県警生活経済課と愛知署は7月16日、同少年を複製権と公衆送信権侵害の疑いで名古屋地検に書類送検した。MP3技術を使った違法音楽サイト開設者に対する告訴は初めて。少年は8月10日、家裁送致された。	

### ●自動複製機器販売等告訴事件

1999（平成11）年10月20日 徳島県警（告訴）	著作権法違反事件
店内に音楽CDの自動複製機器を置き、客の持ち込んだCDやパソコンソフトをCD-Rに複製・販売していた徳島市の書店3店の経営者3人を、10月20日、徳島東署に告訴した事件。徳島県警察本部生活保安課と徳島東署は11月30日、経営者3人を著作権侵害の疑いで書類送検した。12月22日には、この自動複製機器を販売した事業者を徳島東署に告訴し、翌年1月22日、徳島県警察本部生活保安課と徳島東署が同事業者の代表者を、複製権侵害の幫助（刑法62条）および複製権侵害の疑いで逮捕した。経営者3人に対しては、略式命令により罰金が科せられた。	

判決・決定日等 裁判所等	事件名（略称）等 事件番号
事件/判決内容等	

### ●法人格否認の法理事件

2000（平成12）年5月18日 福島地裁郡山支部（判決）	損害賠償請求事件 平成5年（ワ）第292号
生演奏を無断で継続していた福島県郡山市の社交飲食店に対し、JASRACが1992（平成4）年7月、仮処分命令を申し立てた直後、同店の経営法人が、新しく設立した法人に経営を移転させ、仮処分と損害賠償を免れようとした事件。裁判所は、JASRACの主張を認め、新法人は、法人格の濫用により設立された法人であるから、法人格否認の法理により、両法人は連帯して不法行為責任および不当利得返還義務を負うとする判決を言い渡した。	

### ●日本映像事件

2000（平成12）年6月30日 東京地裁（判決）	損害賠償請求事件 平成11年（ワ）第3101号
無断でJASRAC会員の作品を背景音楽とするビデオを制作・複製した日本映像㈱に対し、複製権侵害による損害賠償を求めた事件。同社は、ビデオの背景音楽に利用した作品は、同会が書き下ろした委嘱作品であり、「複製許諾を含む本件楽曲提供の対価」（本件支払金）を支払っていると主張したほか、JASRACは、同会員から著作権の移転を受けたことについて、著作権法77条で定める著作権登録原簿への登録を行っておらず、著作権者であることを主張できないと抗弁した。東京地裁は、この主張を認め、JASRACの請求を棄却した。	
2001（平成13）年7月12日 東京高裁（判決）	同控訴事件 平成12年（ネ）第3758号
JASRACが、東京地裁の判決を不服として控訴した事件。東京高裁は原判決を取り消し、「本件支払金」は「いわゆる委嘱料であるとみることが十分可能であり、複製許諾料を含むものであると認めるには足りない」「本件支払金以外の対価を支払うことなく本件楽曲を複製することを許諾した、と積極的に認めることはできない」とし、「被控訴人は、本件楽曲につき、控訴人の複製許諾を得るべきであったのに、少なくとも過失により許諾を得ないまま複製行為をしたことになり、控訴人に対し、著作権侵害の不法行為に基づく損害賠償の責任を負う」と、JASRACの請求を全面的に認める判決を言い渡した。日本映像㈱は、この判決を不服として、最高裁に上告および上告受理を申し立てたが、最高裁は翌年1月22日、この申立てを棄却した。	

### ●インターネット/海賊版CD販売告訴事件

2002（平成14）年1月7日 東京地裁（略式命令）	著作権法違反事件
インターネットのホームページを利用して顧客を募り、リクエストに応じて海賊版CDを販売していた男性を、頒布による著作権侵害で原宿警察署に告訴した事件。この男性が販売していた海賊版は、インターネット上に違法にアップロードされていたMP3ファイルを音源にしており、JASRACから警告を受けた後も、URLを変更して同販売を継続していた。同人は、11月28日、著作権法違反の疑いで書類送検され、翌年1月7日、略式命令により罰金が科せられた。	

### ●無断歌謡ショー差止等請求事件

2002（平成14）年6月28日 東京地裁（判決）	著作権侵害差止等請求事件 東京地裁（ワ）第15881号
長期間にわたって、無断で歌謡ショーを行っていた静岡の演奏会事業者（㈱ダイサンプロモーション、㈱オカモト）に対し、今後の演奏会での著作物の利用禁止と過去の無断利用等に対する損害賠償を求めた事件。過去に著作物利用の許諾を受けながら使用料を長期にわたり滞納したり、無断興行を継続したりする演奏会事業者に本案訴訟を提起したのは初めて。東京地裁は、演奏会を運営・管理し、経済的利益を得る地位にある演奏会事業者が、演奏会における演奏の主体であると認め、本件事業者に対し、管理著作物の利用禁止と損害賠償（不当利得返還を含む）の支払いを命じる判決を言い渡したが、JASRACが本事件で対象とした168件の催しのうち、2件については同事業者の責任と認めず、当該演奏会に関する損害額を、賠償額から減じた。	
2003（平成15）年1月16日 東京高裁（判決）	同控訴事件 平成14年（ネ）第4053号
JASRACが、原判決中の敗訴部分の取消しを求めて、控訴した事件。東京高裁は、被告法人が訴外演奏会事業者に名義を貸したに過ぎないとして、JASRACの請求を棄却した2件の催しについて、被控訴人オカモトには、確定的な故意はなかったとしても、未必的な故意又は重大な過失があったと、一審判決を覆し、JASRACの請求を認めた。また元代表取締役の連帯責任についても、民法709条に基づく不法行為責任を負うとし、JASRACの主張を認めた。本事件では、JASRACがこれまで、演奏会等の主催者に対して主張してきた「利用主体」および「名義主催者の責任」が、法的に明確に裏付けられた。	

### ●CATV事件

2004（平成16）年5月21日 東京地裁（判決）	著作権侵害差止請求事件 平成13年（ワ）第20747号、同第20745号
JASRACと許諾契約を結ばないで、CSやラジオ放送の同時再送信および自主制作番組の放送で音楽を利用しているCATV事業者3社、また契約を結んだものの使用料を滞納している2社に対して、2001（平成13）年10月1日、有線放送の禁止と損害賠償を求めた事件。JASRACがCATV事業者に対して法的措置を講じたのは初めて。一方で、本事件提訴と同年の4月26日、日本脚本家連盟が、テレビ放送（地上波、BS）の同時再送信による映画、テレビドラマ等の著作物の利用に関して「5団体契約」（5団体：同連盟、日本シナリオ作家協会、日本文芸著作権保護同盟、日本芸能実演家団体協議会（芸団協）、JASRAC）を結んでいながら、使用料を滞納しているCATV事業者6社に対し、損害賠償を求めた事件にも、JASRACは他の4団体とともに原告として加わった。東京地裁は5月21日、上記2件の判決を言い渡し、①CSやラジオ放送の同時再送信等の利用に関しては、5団体契約の許諾の範囲に含まれるため、CATV事業者は別途にJASRACの許諾を受ける必要はない、②5団体契約のうち、芸団協に関する部分は錯誤により無効、などとCATV事業者側の主張を認め、JASRACの請求を全面的に棄却した。	
2005（平成17）年8月30日 知財高裁（判決）	同控訴事件 平成17年（ネ）第10012号（旧表示：平成16年（ネ）第3428号）
JASRACが控訴した事件（被控訴人：許諾契約を結ばないで有線放送しているCATV事業者2社、契約を結んだものの使用料を滞納している1社）。裁判所は、「CS放送の同時再送信は、5団体契約の対象外とされていたものと認められる」「被控訴人らは、いずれもFM東京、NHKFMなどのラジオ放送の同時再送信を行い、（中略）これが5団体契約による使用許諾の対象となっていたものと認めることもできない」などとして、原判決を取り消し、JASRACの求める損害賠償の全額の支払いを命じた。	
2006（平成18）年10月10日 最高裁（決定）	同上告事件 平成17年（受）第2201号
上記3社が高裁判決を不服として、上告受理を申し立てた事件。最高裁は、上告審として受理しないことを決定し、JASRACおよび5団体の主張を全面的に認めた上記二つの高裁判決が確定した。	

判決・決定日等 裁判所等	事件名（略称）等 事件番号
事件/判決内容等	

### ●CATV事件

2007（平成19）年3月22日 東京地裁（決定）	間接強制申立事件 平成19年（ヲ）第80017号
<p>最高裁の上記決定を無視し、高裁判決確定後もJASRACと許諾契約を結ばず、同判決で禁止された音楽利用を継続しているCATV事業者2社に対し、間接強制（管理著作物の利用禁止、管理著作物の利用に対する制裁金の支払い）を申し立てた事件。同社は、判決で確定した2001（平成13）年度分までの損害金を支払ったものの、その翌年度以降の支払いおよび許諾契約の締結を拒否していた。</p> <p>東京地裁は、JASRACの申立てを認める間接強制を決定した。制裁金の額についても、「合理的根拠に基づいた相当なもの」と認めた。</p>	

### ●無断演奏会差止等請求事件

2003（平成15）年1月28日 東京地裁（判決）	平成13年（ワ）第21902号
<p>「ハートフルチャリティコンサート」等と名づけられた演奏会を、JASRACに無断で長期にわたり（個人名で131件、法人名で222件）開催していた富山県の演奏会事業者および同社役員2人に対し、管理著作物の利用禁止と損害賠償を求めた事件。</p> <p>東京地裁は、管理著作物の利用禁止と、同事業者および同社役員2人に連帯して、損害賠償請求および不当利得返還請求に基づく損害金等の支払いを命じる判決を言い渡した。</p>	

### ●ファイルログ（日本MMO）事件

2002（平成14）年4月11日 東京地裁（決定）	ファイル交換サービス禁止仮処分申立事件 平成14年（ヨ）第22010号
<p>インターネット上のファイル交換サービス「ファイルログ」を運営する(有)日本エム・エム・オー（日本MMO）に対して、音楽ファイル交換サービスの停止を求める仮処分命令を申し立てた事件。同社は、MP3ファイルを複製しているのは、同サービスの利用者であるなどとして、著作権（複製権、自動公衆送信権、送信可能化権）の侵害には当たらない、などと主張していた。</p> <p>東京地裁は、次の理由から、MP3形式で複製された管理著作物の検索に必要なファイル情報（作品タイトル、アーティスト名）を利用者に送信しないよう命じた。</p> <p>①同社のサーバーを介するなどして、他の利用者からの求めに応じて自動的に管理著作物を送信し得る状態にする行為は、著作権の侵害にあたる。②これらの行為は債務者の管理の下に行われているというべきである。③これらの行為は債務者の営業上の利益を増大させる行為と評価することができる。</p>	
2003（平成15）年1月29日 東京地裁（中間判決）	著作権侵害差止等請求事件 平成14年（ワ）第4237号
<p>上記仮処分命令が決定される2か月前の2月28日にJASRACが日本MMOおよび同社の代表取締役に対して、同社が運営する「ファイルログ」の音楽ファイル交換サービスの停止および損害賠償を求める本案訴訟を提起した事件。</p> <p>東京地裁は、この事件の争点のうち、同社および同人が本件著作権侵害の主体といえるかどうかについて、「中間判決」を言い渡し、「同被告がその著作権侵害行為の主体である」「被告らは（中略）連帯して損害賠償金を支払う義務を負う」とJASRACの主張を全面的に認めた。</p> <p>この中間判決では、仮処分命令決定の理由に示された判断基準をもとに、上記同様の判断を下した。</p>	

2003（平成15）年12月17日 東京地裁（終局判決）	著作権侵害差止等請求事件 平成14年（ワ）第4237号、（平成14年（ワ）第4249号）
<p>上記中間判決を踏まえ、差止請求の範囲および侵害の額などを示した「終局判決」が言い渡され、東京地裁は、本件サービスにおいて、管理著作物の検索に必要なファイル情報（作品タイトル、アーティスト名）に係るMP3形式で複製された音楽ファイルを送受信の対象としないよう、また同社と同社の代表取締役に関連して損害賠償を支払うよう命じた。差止請求の範囲については、「当該ファイル情報に係るMP3ファイルの送受信行為」として特定することが、執行手続きにおける差止めの対象として最も実効性があるとした。</p> <p>損害額については、「特段の事情のない限り、本件使用料規程の定める額を参酌して算定するのが合理的」と認めた上で、当時のインターネット回線の種類や通信速度をもとに現実にダウンロードすることができた音楽ファイル数などが勘案され、JASRACが求めた損害額の概ね10分の1が認められた。</p> <p>日本レコード協会加盟のレコード会社19社が提起した本案訴訟についても、JASRAC同様に勝訴の終局判決が言い渡された。</p>	
2005（平成17）年3月31日 東京高裁（控訴棄却）	同控訴事件 平成16年（ネ）第405号、（平成16年（ネ）第4465号）
<p>日本MMOと同社の代表取締役が、東京地裁の判決を不服として控訴した事件。</p> <p>東京高裁は、東京地裁の判決を支持し、控訴を棄却した。</p> <p>判決では、「控訴人会社はまさに自らコントロール可能な行為により侵害の結果を招いている者として、その責任を問われるべきことは当然であり、控訴人会社を侵害の主体と認めることができる」「控訴人会社としては、MP3ファイルに限っては、著作権を侵害するものを除去するよう監視し、必要な措置を講ずべき立場にあるというべきである」などとし、「著作権法の解釈上、著作権の侵害主体は現実には著作物等の利用それ自体の物理的行為を行っている者に限定されるべきであるとはいえない」とされた。</p> <p>同社と同人は、上告期限までに最高裁に上告等を申し立てなかったため、控訴審判決が確定した。</p>	

### ●ファイル交換ソフト告訴事件

2002（平成14）年3月26日 京都簡裁（略式命令）	著作権法違反事件
<p>ファイル交換ソフト「winMX」を使って、市販CD等からMP3形式に変換した音楽ファイルをインターネットに接続し、不特定のユーザーに送信可能な状態に置いた専門学校生に対し、JASRACがレコード会社2社とともに、著作権侵害の疑いで京都府警山科警察署に告訴した事件。</p> <p>同学生は、パソコン用のビジネスソフトを権利者に無断で送信可能にしていたことから、前年11月28日、同警察本部に逮捕されており、家宅搜索の結果、音楽ファイルも送信可能にしていたことが判明していた。</p> <p>この学生は、3月26日、略式命令により罰金が科せられた。ファイル交換ソフトの利用者の逮捕、刑事処分は初めて。</p>	

### ●ダンス教授所事件

2003（平成15）年2月7日 名古屋地裁（判決）	著作権侵害差止等請求事件 平成14年（ワ）第2148号
<p>長期間にわたり、管理著作物を無断でBGM利用していた愛知県の社交ダンス教授所7事業者に対し、管理著作物の利用禁止、BGMの再生に使っていたCDプレーヤーなどの関連機器の撤去および損害賠償を求めた事件。JASRACがダンス教授所を相手に本案訴訟を提起したのは初めて。</p> <p>判決では、「受講生である客は不特定多数の者」であり公衆に対する演奏に該当すること、「社交ダンス教授所は、著作権法施行令附則3条2号の（フロアにおいて客にダンスをさせる営業）に当たる」として同法附則14条の適用はないことなどから、被告らの不法行為責任を認め、管理著作物の利用禁止を命じた。</p> <p>ところが、BGMの再生に使っていたCDプレーヤーなどの関連機器については「〈専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具〉に当たると認めることは相当でない」とし、JASRACが求めた関連機器の撤去を認めなかったほか、過去10年分の支払いを求めた損害賠償については、不法行為に基づく損害賠償をなし得る期間（消滅時効〈3年〉）に基づき、本件については3年6か月分のみを認めるに留まり、不当利得返還請求権に基づく請求は、利得額を立証する証拠がないとして棄却された。</p>	

判決・決定日等 裁判所等	事件名（略称）等 事件番号
事件/判決内容等	

### ● ダンス教授所事件

2004（平成16）年3月4日 名古屋高裁（判決）	同控訴事件 平成15年（ネ）第233号
一審原告、被告双方が名古屋地裁の判決を不服として控訴した事件。 名古屋高裁は、原判決を変更し、JASRACの主張をほぼ認める判決を言い渡した。 判決では、名古屋地裁の判決が支持された。関連機器の撤去は認めなかったものの、JASRACの不当利得返還請求権を認めた。	
2004（平成16）年9月28日 最高裁（決定）	同上告事件 平成16年（受）第1000号
当該事業者が、名古屋高裁の判決を不服として上告受理を申し立てた事件。 最高裁は、上告審として受理しないことを決定し、同高裁の判決が確定した。	

### ● ヒットワン事件

2002（平成14）年4月11日 大阪地裁（決定）	証拠保全申立事件 平成14年（モ）第1976号
大阪ミナミ地区の社交飲食店を中心に通信カラオケ機器をリース・販売した上で、カラオケ用楽曲データを配信していた(株)ヒットワンが、JASRACに無断でカラオケを利用する店舗に同機器のリースおよび楽曲データの配信を継続していたため、著作権侵害の停止の実効性を確保する観点から、同データの使用禁止措置を講じる目的および損害賠償を請求する目的により、同事業者の保有する通信カラオケ機器のリース契約等を対象とした証拠保全を申し立てた事件。 大阪地裁は、JASRACの申立てを相当と認め、JASRACが提出した「著作権侵害店舗一覧」記載の店舗のうち、相手方と同機器のリース契約、カラオケ用楽曲ソフトの情報サービス提供契約を結んでいる店舗の各契約書等を、検証期日に提示するよう命じる決定が下された。	
2003（平成15）年2月13日 大阪地裁（判決）	著作権侵害差止請求事件 平成14年（ワ）第9435号
上記検証により同社とリース契約を結んでいることなどが確認できた店舗のうち、JASRACと許諾契約を結んでいない93店舗におけるカラオケ用楽曲データの使用禁止措置を同社に求めた事件。 大阪地裁は、JASRACの主張を認める判決を言い渡し、同事業者に対し、当該使用禁止措置（通信回線を経由して一定の信号を送信することによってカラオケ用楽曲データの再生を不可能にする措置）を命じた。カラオケリース事業者に対する法的措置において、「魅留来」事件、ビデオメイツ事件では、ともに共同不法行為（幫助）による損害賠償責任が認められていたが、差止請求が認められたのは初めて。 判決では、同社が、リース事業者の有する注意義務を怠っていることなどから、「著作権侵害行為を故意により幫助している」とし、幫助する者も著作権法112条（差止請求権）1項の「著作権を侵害する者又は侵害するおそれがある者」と判断して、「原告は被告に対し楽曲データの使用禁止措置をとることを求め得る」と判示した。 注意義務に関しては、経営者が著作物の使用許諾を得ていないことを知った場合には、リース事業者は、カラオケ装置利用店の経営者に対し、直ちに著作物使用許諾契約の締結を促し、著作権侵害の事態を除去すべきであるとともに、それでもカラオケ装置利用店の経営者が許諾を得ようとしなない場合には、リース契約を解除し、本件のような通信カラオケ装置にあってはその使用の停止措置をとり、カラオケ装置を引き揚げるべき条理上の注意義務がある」と判示された。	

2004（平成16）年2月19日 大阪地裁（和解）	損害賠償請求事件 平成15年（ワ）第4412号
(株)ヒットワンとリース契約等を結んでいる店舗のうち、上記判決以降もJASRACと許諾契約を結ばない79店舗の使用料相当額の損害賠償を、同社と同社の代表取締役役に求めた事件。 同社は和解を申し出たため、300店舗を超える同社のリース先無許諾店舗についての損害金の支払いと、同店舗についての許諾契約の取りまとめを行うことなどを条件に、大阪地裁において、JASRACと同社との間で裁判上の和解が成立した。また、同社が和解の申し出と同時に、一審判決を不服として大阪高裁に行っていた控訴を取り下げたため、カラオケ用楽曲データの使用禁止措置を認めた大阪地裁の判決が確定した。	

### ● 海賊版CD-Rオークション告訴事件

2003（平成15）年1月15日 奈良県警生駒署（告訴）	著作権法違反事件
インターネットオークションを使って、アニメのBGM、テーマ曲を無断で収録したCD-Rを販売した埼玉県の男性を、著作権侵害の疑いで告訴した事件。この海賊版CD-Rの盤面には、JASRACのBGM契約店用の許諾ステッカーに類似するマークが印刷表示されていたため、JASRACは商標権侵害の疑いでも、告訴した。 奈良県警生駒署は2月4日、この男性を逮捕。同人には5月2日、懲役10か月（執行猶予3年）の有罪判決が言い渡された。	

### ● 無断CDレンタル損害賠償請求事件

2003（平成15）年1月29日 東京地裁八王子支部（判決）	損害賠償請求事件 平成14年（ワ）第927号
東京都町田市で無許諾のままCDレンタル店を営業していた経営者に、損害賠償を求めた事件。 同店はJASRACと許諾契約を結んでいたが、契約内容について納得することができないと一方的に支払額を漸減させ、その後一切使用料を支払わなくなったことから、JASRACは許諾契約を更新していなかった。 東京地裁八王子支部は、JASRACの主張を認め、同人に損害賠償を命じる判決を言い渡した。 被告は、本事件では、同店において侵害されたとする著作物が特定されていないと主張したが、判決では「少なくとも本訴で原告が賠償を求める損害の発生に應ずる期間については、原告が管理することになった音楽著作物のは膨大であり、レコードに化体されて商業的に流通する音楽であって原告の管理に属しないものは比較的少数と考えて差し支えなく、（中略）原告が賠償を求める損害は使用料相当額であって、（中略）被告の貸与行為により著作権を侵害された音楽の著作物を逐一特定することははなはだ、意味の乏しいことである」と判示した。	

### ● 記念樹事件

2002（平成14）年9月6日 東京高裁（判決）	損害賠償請求、著作権確認請求反訴控訴事件 平成12年（ネ）第1516号、原審：東京地裁平成10年（ワ）第17119号、同年（ワ）第21184号、同年（ワ）第21285号
「どこまでもいこう」の作曲者と、その作品の著作権者である音楽出版者が、「記念樹」の作曲者を相手に、「記念樹」は「どこまでもいこう」を編曲したものであると主張して、「どこまでもいこう」の作曲者が著作人格権侵害による損害賠償を、また音楽出版者が著作権（編曲権）侵害による損害賠償をそれぞれ求めた控訴事件。一審（音楽出版者は「複製権」の侵害を主張）では、同一性があるとは認められないとして、原告の請求をすべて棄却する判決が言い渡されていた。 東京高裁は、「表現上の本質的な特徴の同一性」を判断基準として、「記念樹」は「どこまでもいこう」を編曲した二次的著作物であると判断、一審判決を変更して、損害賠償を命じる判決を言い渡した。 一方「記念樹」の作曲者は、「記念樹」について著作人格権を有することについての確認を求めて反訴していたが、同高裁は、当該編曲が適法かどうかにかかわらず、「記念樹」についての著作人格権は当該作曲者が有するとして、一審同様、反訴請求を認めた。	

判決・決定日等 裁判所等	事件名（略称）等 事件番号
事件/判決内容等	

### ●記念樹事件

2003（平成15）年3月11日 最高裁（決定）	同上告事件
「記念樹」の作曲者が、東京高裁の判決を不服として上告した事件。 最高裁は、上告審として受理しないことを決定し、同高裁の判決が確定した。	
2003（平成15）年12月26日 東京地裁（判決）	損害賠償請求事件（記念樹②事件） 平成15年（ワ）第8356号
上記判決が確定した後の2003（平成15）年4月、同音楽出版者が、「どこまでもいこう」と「記念樹」の著作権の管理について委託を受けているJASRACに対して、「どこまでもいこう」を無断で編曲した「記念樹」の利用について、利用者に許諾したのは不法行為にあたり、損害賠償を求めた事件。 東京地裁は、音楽出版者の主張を認め、JASRACに損害賠償を命じる判決を言い渡した。 判決では、JASRACの利用許諾行為が、音楽出版者の有する編曲権を侵害するとの原告の主張については退けたものの、JASRACの信託契約約款には、「二次的著作物の利用に関する原作者の権利」（28条の権利）が譲渡の目的として特掲されていないとして、27条の編曲権と同様に28条の権利も音楽出版者が有する（「記念樹」について利用する権利を専有する）との判断から、「記念樹」についてのJASRACの利用許諾行為は、原作者が持つ28条の権利の侵害を惹起したとされた。 また、JASRACは遅くとも、上記事件提訴以降については「著作権侵害の結果を回避すべき義務があった」にもかかわらず、上記控訴審判決前に、利用者に対して、格別に注意喚起すら行っておらず、控訴審判決後漫然と「記念樹」の利用許諾をし続けた点について過失が認められるとし、損害を賠償する責任があると判示した。	
2005（平成17）年2月17日 東京高裁（判決）	同控訴事件 平成16年（ネ）第806号
JASRACが東京地裁の判決を不服として控訴した事件。同音楽出版者は、損害賠償の請求額を拡張して附帯控訴した。東京高裁は、「損害賠償責任は存しない」と一審判決のJASRAC敗訴部分を取り消し、音楽出版者の請求を棄却する判決を言い渡した。 判決では、JASRACが「記念樹」についての使用料の分配保留措置をとりつつ同作品の利用許諾をし続けたことについて、「控訴人の措置としてやむを得ないものと評価し得るのであり、控訴人に不法行為責任又は著作権信託契約上の債務不履行責任があるとはいえない」とされた。 同音楽出版者が最高裁に上告等を申し立てなかったため、JASRAC勝訴の判決が確定した。	

### ●結婚会館差止等仮処分事件

2003（平成15）年11月18日 高知地裁（和解）	カラオケ利用禁止等仮処分申立事件 平成15年（ヨ）第25号
高知市、松山市、西条市の結婚会館で無断でカラオケ等を利用して高知市の経営法人に対し、カラオケ等の利用禁止および関連する機器等の執行官保管を求める仮処分命令を申し立てた事件。結婚会館に法的措置を講じたのは初めて。相手方から和解の申入れがあり、損害金の支払いと今後の許諾契約の締結を条件に和解した。	

### ●オンラインストレージサービス事件

2003（平成15）年4月10日 京都府警ハイテク犯罪対策室、堀川署（逮捕）	著作権法違反事件
オンラインストレージサービス（インターネット上でのデータの保管・公開サービス）を悪用して、市販CDを音源としたMP3形式の音楽ファイルを無断でサーバーに複製し、インターネット利用者に送信可能な状態にしていた新宿区の少年を、京都府警ハイテク犯罪対策室と堀川署が著作権法違反の疑いで逮捕した事件。JASRACがレコード会社2社とともに告訴していた。 オンラインストレージサービスはもともと、個人ユーザーが保有するデジタルデータを、インターネットを介してサーバーに保管させるだけのサービスだったが、保管データを特定のグループで共有したり、一般に公開したりできる機能が加わるなど多機能化した。この少年は、数十のタイトルの市販CD音源をサーバーに蔵置させ、不特定多数のインターネット利用者を募ってグループを作り、グループの参加者に送信可能な状態にしていた。 少年は5月1日、家裁送致された。	

### ●カラオケ教室講師告訴事件

2004（平成16）年2月25日 那覇簡裁（略式命令）	著作権法違反事件
那覇市でカラオケ教室を開講し、同教室で講師を務める傍ら、市販CDを音源とする海賊版カセットテープ、無断複製された歌詞カードや楽譜を受講生に販売していた男性を、著作権侵害（頒布および頒布目的所持）の疑いで告訴した事件。不法録音物対策委員会（JASRAC、日本レコード協会など9団体で構成）の5年以上にわたる調査により、侵害の事実が判明した。 カラオケ教室の講師を告訴したのは初めて。 沖縄県警察本部と那覇警察署生活安全課が同人を書類送検。同人には、略式命令により罰金が科せられた。	

### ●通信カラオケ不正配信事件

2005（平成17）年5月16日 7月28日 名古屋地裁（判決）	著作権法等違反事件 平成16年（わ）第3336号
㈱セガ・ミュージック・ネットワークスの業務用通信カラオケ楽曲データを不正に入手し、カラオケを利用する三重県の社交飲食店に無断配信していた法人の代表取締役と同社の男性アルバイトを、前年12月27日、著作権侵害の疑いで愛知県警中警察署に告訴した事件。 名古屋地検が起訴（公判請求）し、名古屋地裁はアルバイト員に懲役1年6か月（執行猶予3年）、代表取締役に懲役2年（執行猶予4年）の有罪判決を言い渡した。 同社はカラオケ機器のリース・販売を行う鈴鹿市の会社で、本件2人は前年、電子計算機損壊等業務妨害などの疑いで、愛知県警生活経済課に逮捕されていた。	

### ●R.シュトラウス作品事件（戦時加算特例法事件）

2006（平成18）年3月22日 東京地裁（判決）	不当利得返還請求事件 平成17年（ワ）第2782号
音楽出版者の日本ショット㈱に対し、（同社からの届出に基づいて）R.シュトラウス作品のうち戦時加算の対象として管理していた作品の分配使用料の返還を求めた事件。 同社は、シュトラウス作品のうち223作品については、同社と下請出版契約を結んでいる原音楽出版者のブージー・アンド・ホークス社が著作権を有しているとJASRACに届け出ていたため、JASRACはシュトラウスの没後50年を経過した2000（平成12）年1月以降も、当該作品を戦時加算特例法の対象として管理していた。 ところが、シュトラウスのオペラ作品「ナクソス島のアリアドネ」の日本での上演に関するブージー社と利用者との損害賠償請求訴訟において、これまで戦時加算の対象とされていた同作品の著作権の存続期間が消滅しているものと判断されたため（2003（平成15）年12月19日最高裁上告不受理により確定）、日本ショット㈱からの届出に疑義が生じ、223作品について戦時加算対象であることを立証する資料を同社に求めたが、提出されなかった。 東京地裁は日本ショット㈱に対し、JASRACが返還を求めた、2000（平成12）年1月以降の利用分に係る分配使用料の支払いを命じる判決を言い渡した。同社は控訴せず、JASRAC勝訴の判決が確定した。	

判決・決定日等 裁判所等	事件名（略称）等 事件番号
事件/判決内容等	

## ●ダイヤモンド事件

2008（平成20）年2月13日 東京地裁（判決）	損害賠償等請求事件 平成17年（ワ）第23626号
<p>㈱ダイヤモンド社が発行した「週刊ダイヤモンド」（2005年9月17日特大号）に、JASRACの社会的信用を失墜させ、業務を妨害しようとする意図が明らかな記事が掲載されたとして、同社および記事を執筆した記者1人を被告として、不法行為（名誉毀損）に基づく損害賠償等を求めた事件。</p> <p>本事件では主に、JASRACの管理業務について次のように表現した記事が名誉毀損にあたるかどうか争われた。①飲食店経営者に対するJASRACの使用料徴収業務は「横暴な取り立て」、②JASRACの使用料徴収・分配の基準や実態は「不透明」「曖昧」、③JASRACの組織運営は「非民主的」「まともなガバナンスも働かない」。</p> <p>東京地裁は、内容について真実であることの証明がなく、また、本件記事は調査不足や誤解、更には悪意に基づいて構成されているのではないかと疑念を持たれてもやむを得ないようなものであるなどとして、JASRACの主張を全面的に認め、本件記事は、原告の名誉を毀損してその社会的評価を低下させるものであるとして、被告らに550万円の損害賠償を命じる判決を言い渡した。</p>	
2008（平成20）年8月7日 東京高裁（判決）	同控訴事件 平成20年（ネ）第1460号
<p>㈱ダイヤモンド社らが、東京地裁の判決を不服として控訴した事件。</p> <p>東京高裁は、同社らに対し、320万円の損害賠償を命じる判決を言い渡した。</p> <p>判決では、記事の記述の多くがJASRACの社会的評価を低下させるもので、記事全体としてJASRACの名誉・信用を毀損しており、同社らは名誉毀損によって生じた損害について不法行為の責任を負うとJASRACの主張を大筋で認めたが、記事の一部については違法性が認められないとして、原判決の賠償額を変更した。</p> <p>JASRACおよび同社らは、ともにこの判決を不服として、最高裁に上告受理を申し立てたが、最高裁は同年12月19日、上告審として受理しないことを決定、JASRACの名誉毀損を認めた東京高裁の判決が確定した。</p>	

## ●無断演奏告訴事件

2007（平成19）年1月22日 東京地裁（判決）	著作権法違反事件 平成18年特（わ）第4270号
<p>東京都練馬区の飲食店「ビストロ・ド・シティ」で、1981（昭和56）年に開店して以来、専門のピアノ奏者による無断演奏を続けていた経営者を著作権侵害の疑いで告訴した事件。この男性は2001（平成13）年5月29日、演奏禁止の仮処分命令の決定を受けたにもかかわらず、無断演奏を継続していた。</p> <p>同人は石神井署に逮捕され、東京地検が起訴（公判請求）。東京地裁は、「仮処分決定後も著作権侵害を認識していながら演奏を継続したことは、範囲は堅固で常習的犯行であり、然るべき処分は免れない」として、懲役10か月（執行猶予3年）の有罪判決を言い渡した。</p>	

## ●デサフィナード事件

2005（平成17）年4月6日 大阪地裁（決定）	演奏禁止等仮処分申立事件 平成16年（三）第20036号
<p>和歌山市のレストラン「デサフィナード」で、無断でピアノ演奏等を続けていた経営者に対し、演奏禁止およびピアノ等の執行官保管を求める仮処分命令を申し立てた事件。</p> <p>大阪地裁は、貸切営業での演奏の利用主体性についての判断を除いて、JASRACの主張を認める仮処分命令を決定した。演奏主体については、「ピアノ演奏は、債務者が管理し、かつこれにより利益を上げることがを意図している」としたものの、「営業については、そこにおける演奏形態の詳細が不明であり、本件店舗の経営者たる債務者が演奏の主体であると認めるに足りる疎明はない」とされた。</p>	

2005（平成17）年4月25日 大阪地裁（決定）	保全異議事件 平成17年（モ）第59015号
<p>「デサフィナード」の経営者が、上記の決定を不服として保全異議を申し立てた事件。</p> <p>大阪地裁は、演奏禁止および楽器類の執行官保管を命じる仮処分を決定したものの、上記決定と同様、貸切営業については同店が演奏の主体であると認めるに足りる疎明がないとして、経営者が日時を特定した同店での3件の結婚披露宴等の開催・準備時間の最中に限っては、演奏等を認めた。</p>	
2005（平成17）年9月1日 大阪高裁（決定）	保全抗告事件 平成17年（ラ）第559号
<p>同経営者が、上記の保全異議決定を不服として、保全抗告を申し立てた事件。経営者は保全の必要性を排斥するため、2月23日の審尋期日で、本案訴訟で解決されるまでの間は演奏しないことを表明して以降、必要な措置を論じてきたとし、これを担保するため「本件店舗に映像と音声をとれるカメラ（音声付監視カメラ）を24時間設置し、いつでも、債権者がこれを通じて監視できる態勢をとっている」などと主張した。</p> <p>大阪高裁は、「営利目的で管理著作物の演奏を一切しない意思を有していることは認めることができる」「債務者の現時点での、意思（中略）が客観的に担保される措置が論じられている」などとして、上記仮処分命令の決定を取り消し、JASRACの申立てを却下した。</p> <p>演奏の利用主体性については、大阪地裁と同様の判断であった。</p>	
2007（平成19）年1月30日 大阪地裁（判決）	著作権侵害差止等請求事件（大阪事件） 平成17年（ワ）第10324号
<p>JASRACが、2005（平成17）年10月20日、同経営者に対し、演奏禁止、ピアノ等の執行官保管および損害賠償を求めた事件。経営者は、保全抗告事件等で、管理著作物の演奏中止を表明していたにもかかわらず、その後も無断演奏を続けていた。</p> <p>大阪地裁は、「現にライブ演奏による著作権侵害行為は継続しており、ピアノ演奏も暫定的に中止しているにすぎないから、上記差止めへの必要性は優に認められる」などとし、演奏禁止、ピアノの撤去、楽器類の搬入禁止、および損害賠償の支払いを命じる判決を言い渡した。</p> <p>ただし、貸切営業における演奏の利用主体性については、これまでと判断は変わらず、演奏禁止の請求が棄却され、損害額から結婚披露宴の二次会など、貸切営業時の演奏による請求額が減じられたほか、一部の期間につき1日当たりの演奏曲数について経営者の主張が認められたため、賠償額が減じられた。</p> <p>なお、経営者が、JASRACの実態調査に基づく調査報告書の信用性を否定し、捏造などと主張したが、大阪地裁はこの主張を退けた。</p>	
2008（平成20）年9月17日 大阪高裁（判決）	同控訴事件（大阪事件） 平成19年（ネ）第735号 原審：大阪地裁平成17年（ワ）第10324号
<p>上記の大阪地裁判決でJASRACの請求が一部認められなかったことから控訴した事件。同経営者も同判決を不服として控訴した。</p> <p>大阪高裁は、演奏禁止、ピアノの撤去、楽器類の搬入禁止、および損害賠償の支払いを命じる判決を言い渡したが、貸切営業のみならず「第三者が主催するライブ」についても、「演奏を支配・管理し、演奏による営業上の利益の帰属主体であるとまではいうことができず、管理楽曲の演奏権を侵害したとは認められない」とし、演奏禁止の請求が棄却され、大阪地裁で認められた損害額から、当該ライブの演奏における請求額が減じられた。</p> <p>JASRACは、経営者の責任の範囲について、同判決の内容が一審判決より後退したため、10月1日、最高裁に上告受理を申し立てたが、最高裁は翌年3月17日、経営者の上告を棄却するとともに、双方の上告受理の申立てを不受理とする決定を下し、本事件が終結した。</p>	
2007（平成19）年8月22日 和歌山地裁（判決）	損害賠償請求応訴事件（和歌山事件） 平成17年（ワ）第330号
<p>同経営者が、JASRACの実態調査が違法であるなどとして、JASRACとJASRAC大阪支部長およびJASRACが調査を委託した調査会社を相手に、損害賠償を求めた事件。</p> <p>和歌山地裁は経営者の請求をすべて棄却する判決を言い渡した。</p>	

判決・決定日等 裁判所等	事件名（略称）等 事件番号
事件/判決内容等	

### ●デサフィナード事件

2008（平成20）年9月17日 大阪高裁（判決）	同控訴事件（和歌山事件） 平成19年（ネ）第2557号 原審：和歌山地裁平成17年（ワ）第330号
同経営者が、和歌山地裁の判決を不服として控訴した事件。 大阪高裁は、一審判決同様に、経営者の請求をすべて棄却した。 経営者は、判決を不服として上告および上告受理を申し立てたが、最高裁は翌年2月5日、上告を棄却するとともに上告受理の申立てを不受理とする決定を下し、本事件が終結した。	

### ●着メロアップロード告訴事件

2007（平成19）年2月22日 長崎地裁佐世保支部（判決）	著作権法違反事件 平成18年（わ）第250号
管理著作物を着信メロディ用のデータに置き換え、携帯電話向けのホームページで不特定多数に無断でダウンロードさせていた長崎県佐世保市の男性を、著作権侵害の疑いで告訴した事件。JASRACは2003（平成15）年2月、「プロバイダ責任制限法」に基づいて、このホームページの削除をプロバイダに要請したが、同人はURLを変更しながら無断配信を継続していた。 この男性は2006（平成18）年11月27日、長崎県警早岐警察署生活安全課に逮捕され、長崎地検佐世保支部が同年12月15日に起訴（公判請求）した。 長崎地裁佐世保支部は、懲役2年（執行猶予3年）の有罪判決を言い渡した。携帯電話を使った無断配信者の逮捕は初めて。	

### ●MYUTA事件

2007（平成19）年5月25日 東京地裁（判決）	著作権侵害差止請求権不存在確認請求事件 平成18年（ワ）第10166号
「MYUTA」の名称で携帯電話向けストレージサービスを運営するイメージシティ(株)が、JASRACを相手に、同サービスで管理著作物が無断で利用されても、著作権（複製権および公衆送信権）に基づく差止請求権が及ばないことの確認を求めた事件。 このストレージサービスは、利用者が同社から貸与を受けた専用のソフトを用いて、楽曲の音源データを自己のパソコンや携帯電話で再生できるファイルに圧縮し、インターネットを経由して同社の「MYUTAサーバー」にアップロードして、任意の時期に自己の携帯電話にダウンロードして、自由に再生することができるもの。イメージシティ(株)は、本件複製行為の主体は利用者であり、同サービスは自動公衆送信に当たらないなどと主張した。 東京地裁は、次の理由を判示し、複製および自動公衆送信ともに「行為主体は原告」として、同社の請求を棄却する判決を言い渡した。①「本件サーバーにおける音源データの蔵置に不可欠な本件ユーザーソフトの仕様や、ストレージでの保存に必要な条件は、原告によって予めシステム設計で決定され、その複製行為は、専ら、原告の管理下にある本件サーバーにおいて行われる」、②「当該送信行為の相手方（直接受信者）が不特定又は特定多数の者であれば、公衆に対する送信に当たる」、③「本件サーバーによる音源データの送信に係る仕様や条件は、原告によって予めシステム設計で決定され、その送信行為は、専ら、原告の管理下にある本件サーバーにおいて行われる」、④「以上によれば、（中略）音楽著作物の複製は、原告が行い、（中略）自動公衆送信も、原告が行っているから、それらの行為は、被告の許諾を受けない限り、管理著作物の著作権を侵害するものである。そうすると（中略）音楽著作物の蔵置及びユーザーの携帯電話に向けた送信につき、被告は差止請求権を有する」。	

### ●TVブレイク動画投稿（共有）サイト事件

2008（平成20）年8月6日 東京地裁（提訴）	著作権侵害差止等請求事件 平成20年（ワ）第21902号
管理著作物を含む動画を無断配信していた動画投稿（共有）サイト「TVブレイク」の運営法人(株)バンドラTV（現：ジャストオンライン(株)）に対して、管理著作物の利用禁止と損害賠償を求めた事件。JASRACが動画投稿（共有）サイトを提訴するのは初めて。 このサイトは2006（平成18）年2月にサービスを開始。JASRACの調査では、無断配信されている管理著作物を含む動画数は、2008年4月時点で2万件以上、視聴回数は381万件以上であることが確認された。 東京地裁はJASRACの主張を認め、管理楽曲を含む動画ファイルの送信差止めと、同社および代表者に対し連帯して著作権侵害による損害賠償金9,000万円余の支払いを命じる判決を言い渡し、動画投稿サービスの運営事業者を利用主体としての責任が及ぶことが明確に示された。 同社はこの判決を不服とし、11月27日に控訴した。	
2010（平成22）年9月8日 知財高裁（判決）	同控訴事件 平成21年（ネ）第10078号
JASRACの主張を認めた一審判決を支持し、控訴を棄却する判決を言い渡した。 このサイトにおける著作物の利用について、運営者である同社が著作物の利用主体であること、同社がサーバーに情報を記録・入力した者としてプロバイダ責任制限法第2条4号の「発信者」にあたることが、より明確に示された。 同社及び代表者は今回の判決も不服として、9月22日、最高裁判所に上告受理の申立てを行った。	
2012（平成24）年3月29日 最高裁（決定）	同上訴事件 平成22年（受）第2463号
同社の上告不受理を決定。 これにより知的財産高等裁判所の判決が確定した。	

### ●携帯違法サイト「第③世界事件」

2009（平成21）年2月13日 2月23日 京都地裁（判決）	著作権法違反事件 平成20年（ワ）第1589号、平成20年（ワ）第1705号
携帯電話向けの違法音楽配信サイト「第③世界」（利用登録者数が推定100万人以上）の運営者と、同サイトに管理著作物を無断でアップロードしていた男性を、京都府警生活経済課ハイテク犯罪対策室、京都八幡署および京都下鴨署が、JASRACの告訴等に基づき、著作権侵害（公衆送信権および送信可能化権）の疑いで逮捕した事件。いわゆる「着うたフル」の無断配信者の逮捕は初めて。 11月11日には、これらの行為を違法と知りながら「送信可能化を助けた」として、レンタルサーバー管理会社の役員が著作権侵害幫助の疑いで逮捕された。携帯電話向けの違法音楽配信サイトに関連した著作権侵害幫助の疑いによる逮捕は初めて。また「第③世界」の運営者と上記男性は、JASRACの別の管理著作物の配信に関する著作権侵害の疑いで、同日、再逮捕された。 この男性と運営者は起訴（公判請求）され、京都地裁は翌年2月13日、同男性に対して、懲役1年6カ月（執行猶予3年）の処分を、また2月23日、運営者には懲役3年（執行猶予5年）、罰金500万円を科す有罪判決を言い渡した。この運営者は同サイトの運営により多額の広告収入を得ていたことから、著作権侵害の刑事裁判では類例のない厳しい判決となった。	

判決・決定日等	事件名（略称）等
裁判所等	事件番号
事件/判決内容等	

### ●携帯違法サイト「第③世界事件」

2011（平成23）年11月29日	著作権侵害損害賠償事件
東京地裁	平成23年（ワ）第16905号
<p>携帯電話向け音楽配信サイト「第③世界」の元運営者、およびレンタルサーバーを提供することによりサイト運営者らの著作権法違反を補助していた法人と同法人の元役員に対し、著作権侵害の損害金1億7千万円余の支払いを求めた事件。同サイトの運営者に1億7千万円余の支払いを命ずる判決が言い渡された(2012年8月1日和解)。この運営者らは、2008年に著作権法違反の疑いで京都府警に摘発され、京都地裁において有罪判決が確定していた。「第③世界」は、約2万曲ものJASRAC管理楽曲を無断で不特定多数の者にダウンロードさせ、利用者数も100万人を超える国内最大規模の携帯電話専用の音楽配信サイトだった(訴訟提起当時は既に閉鎖されていた)。和解にあたり同事業者は、著作権侵害を補助した責任を認めるとともに、同事業者が運営する携帯電話向け無料ホームページ提供サービスにおいて著作権侵害サイトの存在を確認した際、JASRACからの通知によらず、同サイトへのサービス提供を直ちに停止するなど自主的に著作権侵害防止のための措置をとることを約束した。</p>	

### ●海外オンラインストレージ事件

2010（平成22）年5月10日	著作権法違反事件
札幌地裁	平成22年（わ）第263号
<p>北海道警察本部生活安全部生活経済課と北海道札幌方面中央警察署は、3月1日、米国のストレージサイト「MediaFire」にJASRAC管理楽曲のMP3 ファイルを無断でアップロードし、日本国内の自動リンク集サイトにおいて、不特定多数の者にJASRAC管理楽曲のファイルをダウンロードさせていた男性を著作権法違反(公衆送信権の侵害)容疑で逮捕した。海外のストレージサイトを悪用した音楽の違法配信で逮捕者が出たのは全国で初めて。</p>	

### ●カラオケ機器封印破棄事件

2010（平成22）年5月17日	封印破棄事件
大阪地裁	平成22年（検）第22253号
<p>管理楽曲をカラオケ伴奏による歌唱により無断で利用し、著作権侵害を長期間継続していた大阪市の飲食店経営者に対して、大阪地方裁判所は5月17日、懲役1年6か月(執行猶予3年)の有罪判決を言い渡した。カラオケ伴奏による歌唱での無許諾利用者に対して懲役刑の有罪判決が下されたのは今回が初めて。この経営者は、管理楽曲の演奏禁止とカラオケ機器の執行官保管を内容とする仮処分決定後も、度に渡りカラオケ機器の封印を破棄して無断利用を継続していた。</p>	

### ●インターネットラジオ事件

2010（平成22）年6月1日	著作権法違反事件
<p>群馬県警察本部生活安全部生活環境課と前橋警察署は、5月12日、インターネットラジオサービスを利用して、JASRAC管理楽曲を無断でライブストリーム配信していた男性を著作権法違反(公衆送信権の侵害)の容疑で逮捕した。インターネットラジオのようなストリーム型配信での違法な音楽利用について、著作権法違反の容疑で逮捕者が出たのは今回が初めて。</p>	

### ●にこさうんど事件

2014（平成26）年7月16日	著作権法違反事
札幌地裁	平成26年（わ）第426号
<p>自身が運営していたサイト「にこ☆さうんど#」においてJASRACの管理楽曲を不特定多数の者にダウンロード等させていた男性に対し、懲役3年(執行猶予4年)、罰金500万円の有罪判決を言い渡された。この男性は、(株)ドワンゴが運営する動画投稿サービス「ニコニコ動画」で公開されている動画をMP3ファイルに変換してダウンロードやストリーム配信できるようにし、大手広告サービスを通じて、約1億3,000万円もの収益を得ていた。</p>	

### ●プライダルコンテンツ制作事業者事件

2017（平成29）年3月9日	著作権法違反事件
東京地裁	
<p>JASRACの許諾を得る必要があることを認識していたにもかかわらず、長期にわたり結婚式の披露宴で上映するプロフェールビデオやエンドロール、当日の様子を記録したビデオ等のプライダルコンテンツ制作していた事業者とその代表者に対し、管理楽曲の使用禁止と損害賠償を求めた事件。プライダルコンテンツ制作事業者を被告とした訴訟は今回が初めて。同社がJASRACに対し一定の金員を支払い、円満に和解が成立した。</p>	

### ●ライブハウス著作権侵害差止等請求事件

2016（平成28）年3月25日	著作権侵害差止等請求事件
東京地裁（判決）	平成25年（ワ）第28704号
<p>著作権利用許諾契約を締結しないまま管理楽曲を演奏してライブハウス「Live Bar X.Y.Z.→A」の経営者に対し、管理楽曲の演奏禁止と著作権侵害によって生じた損害賠償の支払を求めた事件で、著作権侵害行為の差止めと損害賠償請求の一部を認める判決が言い渡された。本事件の主要な争点であった、本件店舗における演奏利用の主体については、「被告らは、いずれも、本件店舗における原告管理著作物の演奏を管理・支配し、演奏の実現における重要な行為を行い、それによって利益を得ていると認められるから、原告管理著作物の演奏主体(著作権侵害主体)に当たる」と判断された。</p>	
2016（平成28）年10月19日	同控訴事件
知財高裁（判決）	平成25年（ネ）第10041号
<p>JASRAC及びライブハウスの経営者の双方が知財高裁へ控訴した事件。損害賠償請求の金額について、1審判決を根本的に見直し、合理的な金額とした。</p>	
2017（平成29）年7月11日	同上告事件
最高裁（決定）	平成29年（オ）第83号
<p>ライブハウスの経営者が知財高裁判決を不服として上告及び上告受理申立てを行ったが、最高裁は、上告棄却及び上告受理申立て不受理の各決定を下した。これにより知財高裁判決が確定した。</p>	

判決・決定日等 裁判所等	事件名（略称）等 事件番号
事件/判決内容等	

●理容店BGM演奏事件

2018（平成30）年3月19日 札幌地裁	著作権侵害差止等請求事件 平成29年（ワ）第1272号
<p>著作物利用許諾契約を締結しないまま管理楽曲をBGMとして利用していた札幌市の理容店経営者と管理著作物の使用禁止と損害賠償を求めた事件で、JASRACの請求内容を全面的に認める判決が言い渡された。BGMの無許諾利用に係る訴訟で判決が下されたのは全国初。</p> <p>また、高松市の飲食店経営者に対しても同様の訴訟を提起していたが、2017年11月に和解していた。いずれの経営者もJASRACが申し立てた民事調停が不成立となり、その後もBGMの無断利用を続けていた。</p>	

●ダンスクラブ事件

2018（平成30）年4月13日 広島地裁	著作権侵害差止等請求事件
<p>利用許諾契約を締結しないまま著作権侵害を継続していたクラブ「LEOPARD」（レオパード）に対し、店内のDJコントローラー、ターンテーブル等の機器を執行官保管とする仮処分執行が実施された事件（その後和解）。DJらが音楽を流し客にダンス等をさせるクラブでの著作権侵害に対する仮処分執行は全国初。</p>	